



和泊町障害者計画
第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年度～令和8年度



令和6年3月

鹿児島県 和泊町

はじめに

本町は、第6次和泊町総合振興計画において、まちの将来像として『人と未来を笑顔でつなぐ 心豊かな和の町 和泊町』を掲げ、様々な分野に取り組んでおります。障害福祉に関しましては、令和3年3月に「和泊町障害者計画・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある方への福祉施策を推進してまいりました。推進にあたり、障害者福祉制度の変化や障害のある方を取り巻く環境の変化などに対応した施策が求められていると感じています。



これまでの障害福祉施策の展開を一部見直し、令和6年度から令和8年度までの障害福祉サービス等の提供体制確保や、障害のある方が充実した地域生活を送れるような体制づくりなどを目的とした「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」を策定しました。

本計画は、前回の計画を継承し「障害のある人が、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるまちー福祉教育の充実と自立生活の実現ー」を基本理念に、障害福祉サービス等の現状や数値目標などを設定し、今後、多様化するニーズに対応するために10の基本目標を掲げ、本町の課題解決に向けた各種施策を推進していくこととしております。また、障害のある方が地域社会へ参加しやすい環境づくりなど、町内で障害の有無に関係なく安心して暮らせるような町独自の障害福祉サービスの充実等にも尽力していきます。

今後も、国や県の障害福祉施策の取組や制度改正等への対応を行い、本計画を実現するために、町民の皆様や関係機関、関係団体などと連携し取り組んで参りますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました町民の皆様をはじめ、計画策定に際し御提言をいただきました関係機関の皆様に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

和泊町長 前登志朗

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景・目的	1
2. 法令・制度改正等の動き	2
3. 計画の法的な位置づけ	3
4. 関連計画との関係	3
5. 計画の期間	4
6. 計画の策定体制	4
7. 計画の達成状況の点検及び評価	5

第2章 障害者を取り巻く現状

1. 人口動態	7
2. 障害者手帳所持者数の推移	9
3. 身体障害者手帳所持者の状況	10
4. 療育手帳所持者の状況	13
5. 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	14
6. 障害児の保育・教育の状況	15
7. 和泊町における障害者雇用の状況	16

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	17
2. 計画の基本的視点	18
3. 地域共生社会の実現に向けた取組	22
4. 施策体系図	23

第4章 障害者基本計画（施策の展開）

基本目標1 差別の解消及び権利擁護の推進	25
基本目標2 生活環境	28
基本目標3 情報提供，意思疎通支援の充実	31
基本目標4 防災，防犯等の推進	32
基本目標5 行政サービス等における配慮の充実	34
基本目標6 保健・医療	35
基本目標7 生活支援サービス	37
基本目標8 教育・育成	42
基本目標9 雇用・就労	45
基本目標10 社会参加	48

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

1. 第7期障害福祉計画の成果指標設定	51
2. 障害福祉サービスの見込量	56
3. 地域生活支援事業の見込量	63
4. 第3期障害児福祉計画の成果目標値の設定	68
5. 障害児通所支援等のサービス見込量	69

資料編

1. 和泊町総合支援協議会設置要綱	71
2. 和泊町総合支援協議会委員名簿	73
3. 用語解説	74

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景・目的

我が国では、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されて以降、障害者福祉向上のための制度改正に向けた検討が進められてきました。平成 23 年には、「障害者基本法」の改正により、障害者の定義が見直され、障害者の地域社会における共生や、障害に対する差別の禁止が示されています。

また、平成 25 年 4 月には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと改正され、障害福祉サービス等の対象となる人の範囲に難病等が加えられたほか、地域生活支援・就労支援への強化や障害者の高齢化への対応など、新たなサービス体制等について定められました。

平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国の行政機関や地方公共団体での「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の提供」が義務化されました。

その後、平成 30 年には「障害者総合支援法」と「児童福祉法」の改正により、障害者の地域における生活の維持・継続に向けた基幹相談支援センターの有効活用や地域生活支援拠点等の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、就労定着に向けた支援、障害児のサービス提供体制の計画的な構築、「地域共生社会」の実現に向けた取組などが進められてきました。

令和 3 年には「障害者差別解消法」が改正され、国や自治体だけでなく民間事業者にも合理的配慮の提供が義務付けられるなど、障害者に対する差別解消の機運が高まり、令和 4 年には「障害者総合支援法」のさらなる改正が行われ、障害者等の地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズへの対応など、障害者等の希望する生活を実現するためにより一層の支援の充実が求められています。

令和 5 年には、国において「障害者基本計画（第 5 次）」が策定され、障害者本人が自分の意思で能力を最大限発揮し自己実現を可能とするための基本的な方向が示されました。

和泊町では、平成 30 年 3 月に「和泊町障害者計画」を策定し、令和 3 年 3 月に障害福祉サービス等の提供体制の確保について定める「和泊町障害福祉計画（第 6 期）」及び「和泊町障害児福祉計画（第 2 期）」を策定しました。

このたび、上記 3 計画の計画期間の満了に合わせ、「障害者総合支援法」及び「障害者差別解消法」の一部改正などの社会情勢の変化や障害者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな計画を策定することとしました。

2 法令・制度改正等の動き

年	国・鹿児島県
H26	「障害者の権利に関する条約」(H26.1 批准)
	「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」 H26.10～施行
H27	全国障害者・芸術文化祭かごしま大会 開催
H28	「障害者総合支援法・児童福祉法」改正 H28.6, H30.4～施行 ・自立生活援助, 就労定着支援, 居宅訪問型児童発達支援の新設 ・障害児福祉計画の策定 ・医療的ケアを要する障害児に対する支援 など
	「発達障害者支援法」改正 H28.8～施行 ・教育, 就労の支援, 地域での生活支援等の充実 など
H29	障害者基本計画(第4次)策定 H30 年度～R4年度
	鹿児島県障害者計画策定 H30 年度～R4年度
H30	「障害者文化芸術推進法」 H30.6～施行 ・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大 ・文化芸術の作品等の発表の機会の確保 など
H31 (R元)	「読書バリアフリー法」 R元.6～施行 ・視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備 など
R2	「かごしま県民手話言語条例」 R2.3～施行
	「障害者雇用促進法」改正 R2.4～施行 ・障害者の活躍の場の拡大に関する措置 ・国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置 など
	「バリアフリー法」改正 R2.6～施行 ・「心のバリアフリー」の推進 など
	「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」 R2.12～施行 ・電話リレーサービスの提供の業務を行う者の指定 など
R3	「障害者差別解消法」改正 R3.6 ・事業者に対する合理的配慮の提供の義務付け ・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 など
	医療的ケア児及びその家族に対する支援法 R3.9～施行 ・医療的ケア児及び家族の日常生活における支援 など
	東京 2020 パラリンピック競技大会 開催
R4	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 R4.5～施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進 R4.6, R6.4～施行
	「児童福祉法」改正 ・児童発達支援センターの役割・機能の強化 など
	「障害者総合支援法」改正 R4.12, R6.4～施行 ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・鹿児島県障害者計画策定 R4年度～R9年度 など

3 計画の法的な位置づけ

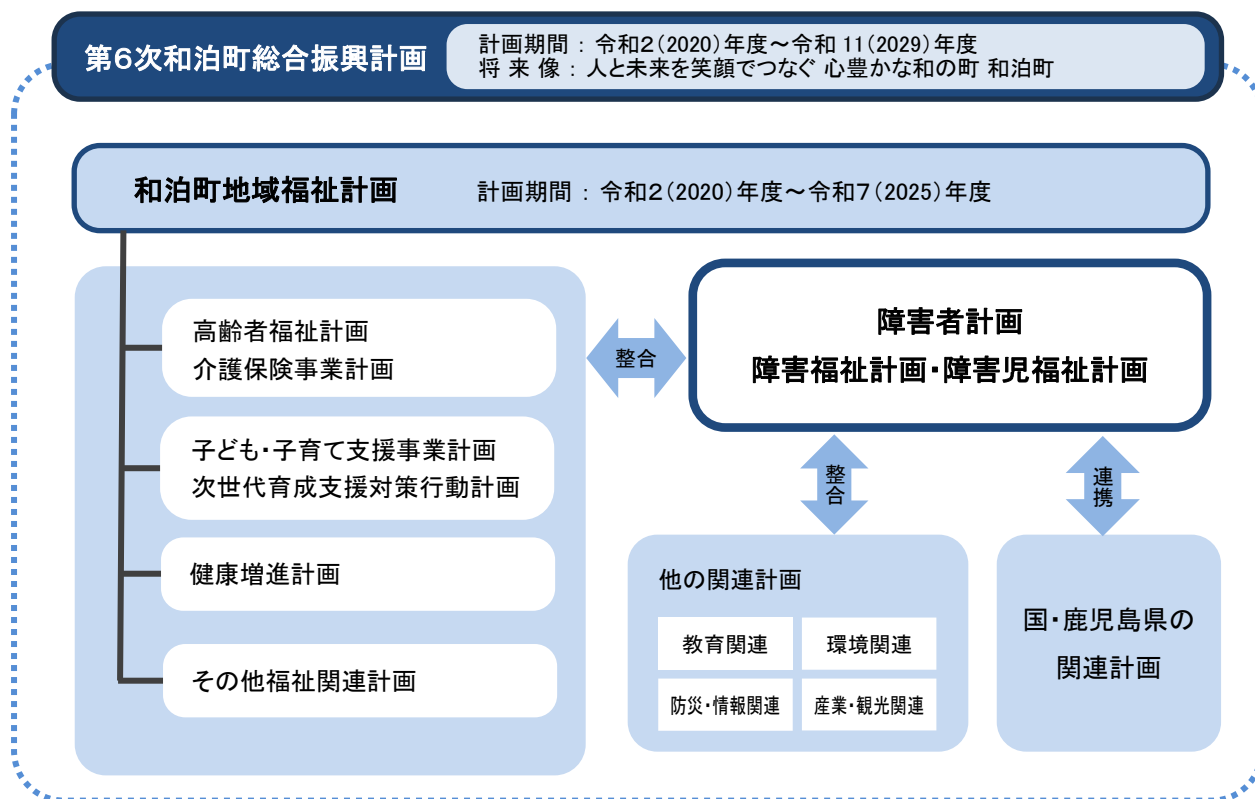
図表: 策定の根拠法及び計画内容

区分	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	障害者施策の基本的方向性 について定める計画 (令和5年度まで)	障害福祉サービス等の見込み とその確保策を定める計画 (第6期は令和5年度まで)	障害児通所支援等の提供体制 とその確保策を定める計画 (第2期は令和5年度まで)

4 関連計画との関係

本町の上位計画である「第6次和泊町総合振興計画」における障害者福祉分野の部門別計画として位置づけられます。また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画等、関連する計画と整合を図りながら策定しています。

図表: 関連計画との関係



5 計画の期間

「和泊町障害者計画」は令和6年度～令和11年度の6年間、「第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」は、令和6年度～8年度の3年間を計画期間とします。

図表:計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者計画						障害者計画					
第5期 障害福祉計画		第6期 障害福祉計画		第7期 障害福祉計画		第8期 障害福祉計画					
第1期 障害児福祉計画		第2期 障害児福祉計画		第3期 障害児福祉計画		第4期 障害児福祉計画					

6 計画の策定体制

(1) 和泊町総合支援協議会

計画策定においては、社会全体で障害福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障害者団体等で構成された「和泊町総合支援協議会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

(2) アンケート調査

障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。

図表:アンケート調査概要

調査期間	令和5年10月～11月
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方及び障害児療育施設利用者の保護者
回収状況	配布数 589 件 回収数 263 件(回収率 44.7%)

(3) パブリックコメント

計画案に対し、町民の方々の意見を聞くために閲覧の機会を設け、意見を公募しました。実施概要は以下のとおりです。

図表：パブリックコメント実施概要

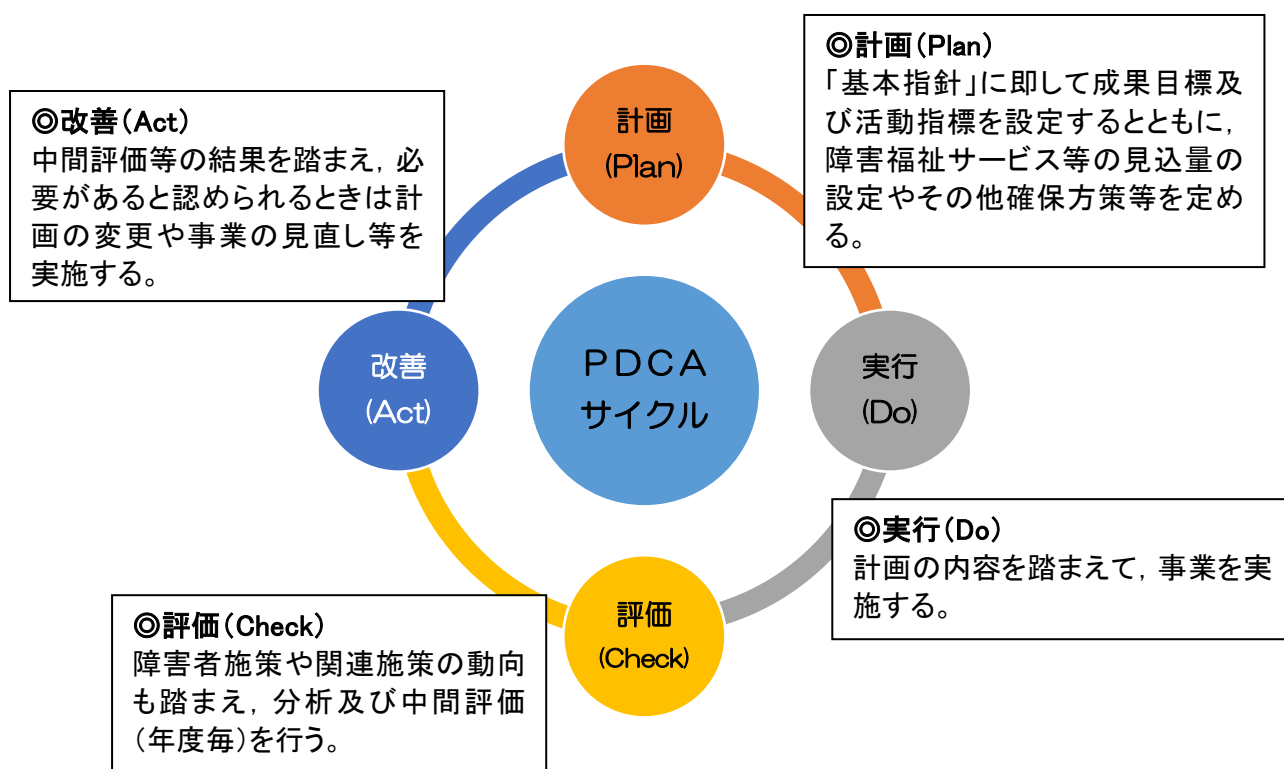
募集期間	令和6年2月16日～29日
意見提出方法	意見用紙を用い、住所・氏名・電話番号・意見を記入し、直接、窓口に提出か郵送・FAX・メールで提出。
実施結果	提出意見 0件

7 計画の達成状況の点検及び評価

各年度における成果目標及び活動指針について、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえ、分析・評価を行い、必要があると認める場合は、計画の変更や事業の見直し等を行います。

下記に示す「PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Act-cycle) 方式」を採用し、評価 (Check) の際には、和泊町総合支援協議会にて、その都度報告し、意見をいただき改善 (Act) していく方針です。

PDCA サイクル



第2章 障害者を取り巻く現状

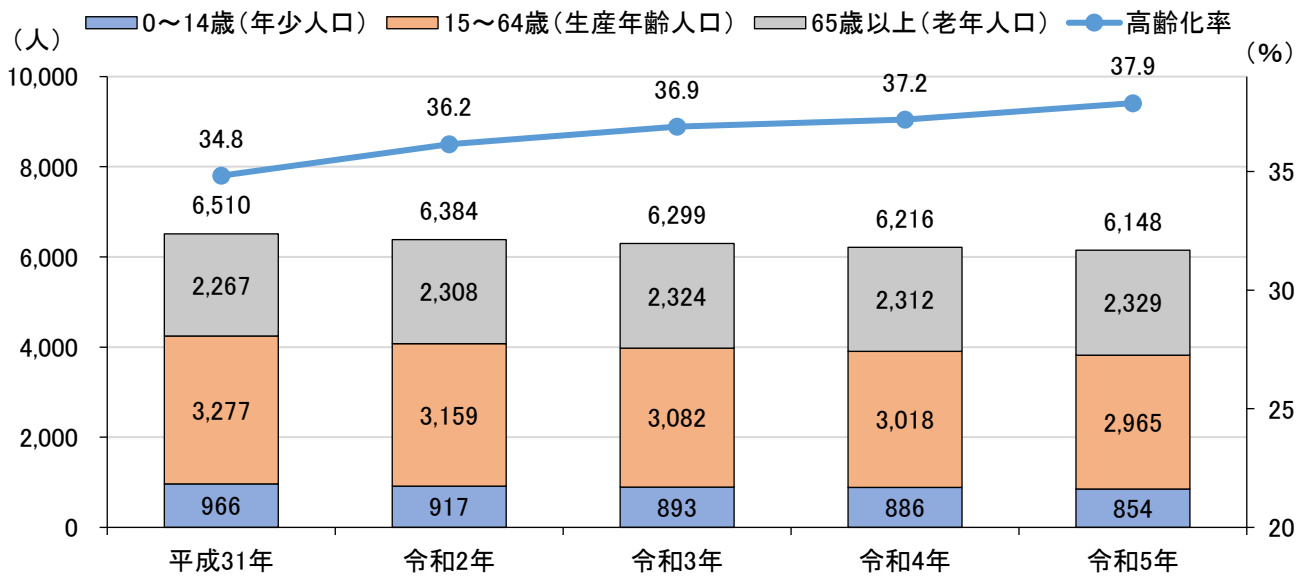
1 人口動態

(1) 総人口・高齢化率の推移

平成31年以降の人口推移をみると、総人口は減少傾向にあり、平成31年から令和5年の4年間で、362人減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、平成31年から令和5年にかけて、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少しており、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）は、平成31年の34.8%から4年間で3.1ポイント上昇し、令和5年には37.9%となっています。

図表：年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

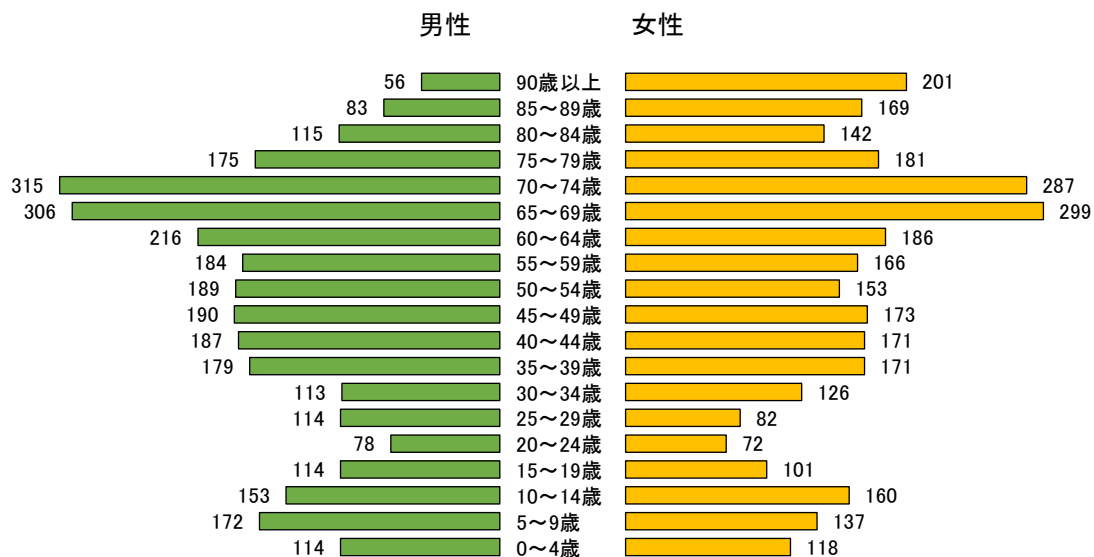


資料：和泊町住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 人口構造

和泊町の人口は、令和5年4月1日現在、男性3,053人、女性3,095人、合計6,148人となっています。5歳階級別で見ると、65～69歳が605人と最も多く、次いで70～74歳の602人となっています。

図表: 男女別5歳階級別人口構成(令和5年)



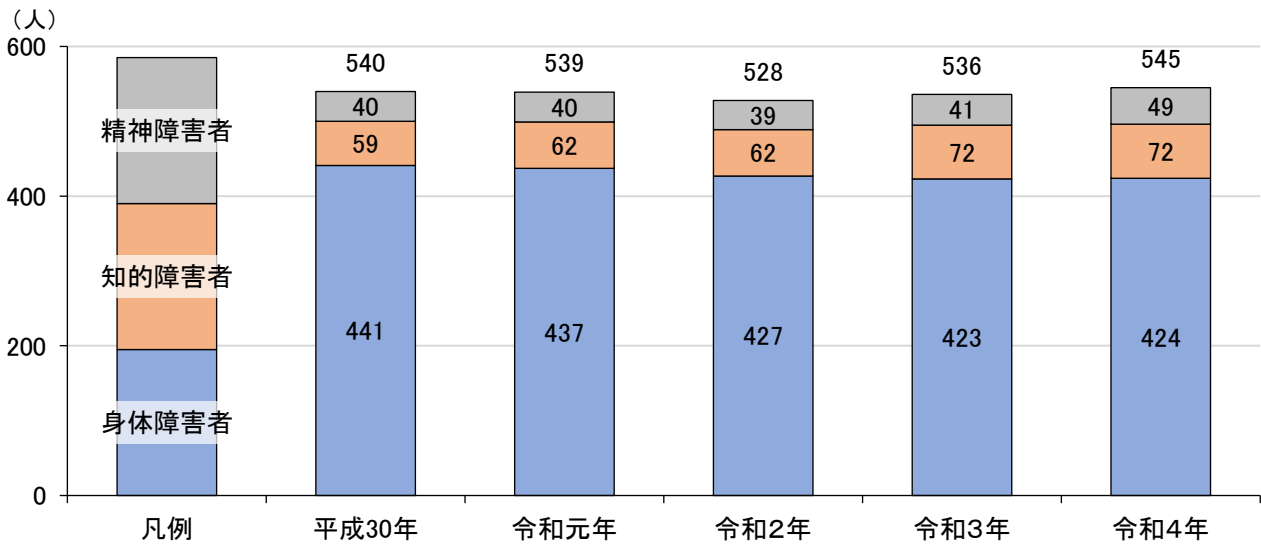
総人口 6,148人 男性 3,053人 女性 3,095人

資料: 和泊町住民基本台帳(令和5年4月1日現在)

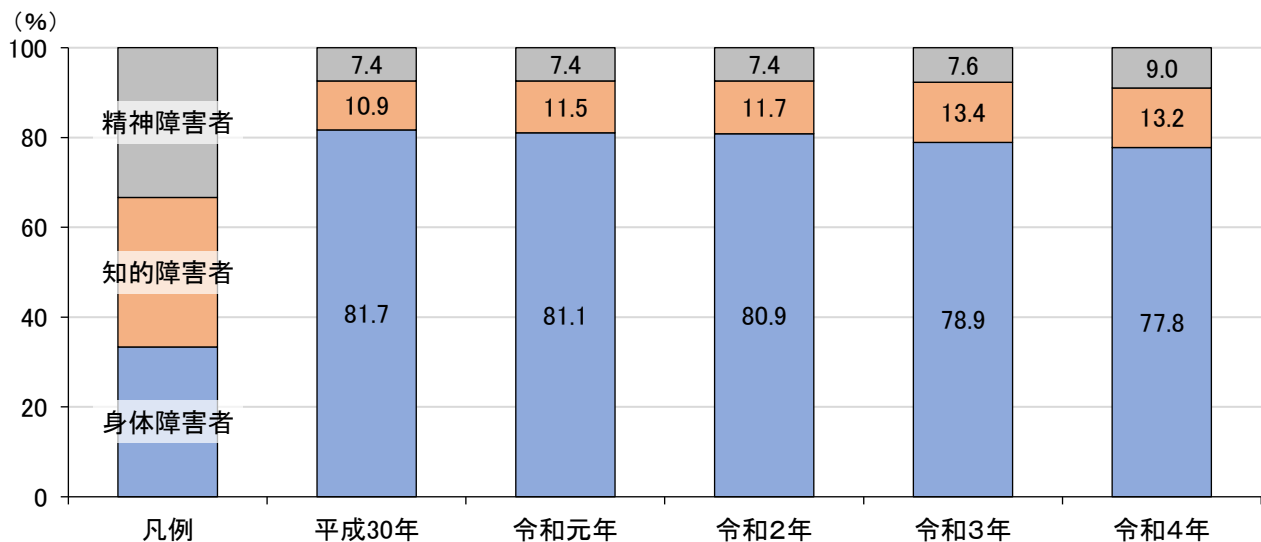
2 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害者数（手帳所持者数）は、令和4年10月1日現在545人となっており、平成30年以降、横ばいで推移しています。身体障害者数は減少傾向にあり、知的障害者数と、精神障害者数は増加傾向にあります。

図表：障害者数の推移



図表：障害者数の構成割合の推移

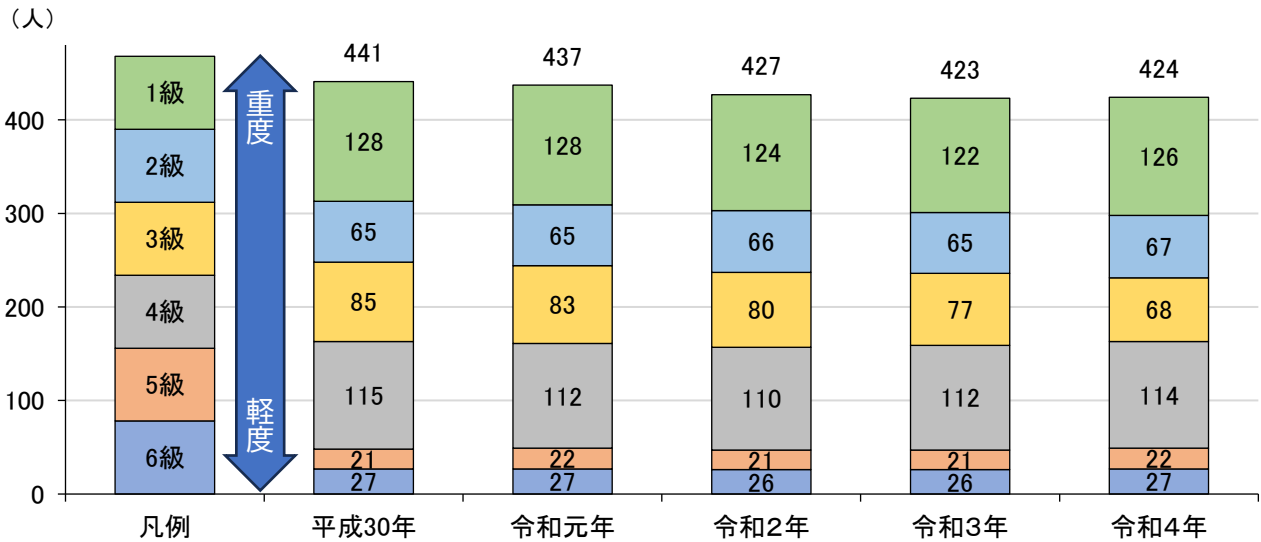


資料：和泊町保健福祉課（各年10月1日現在）

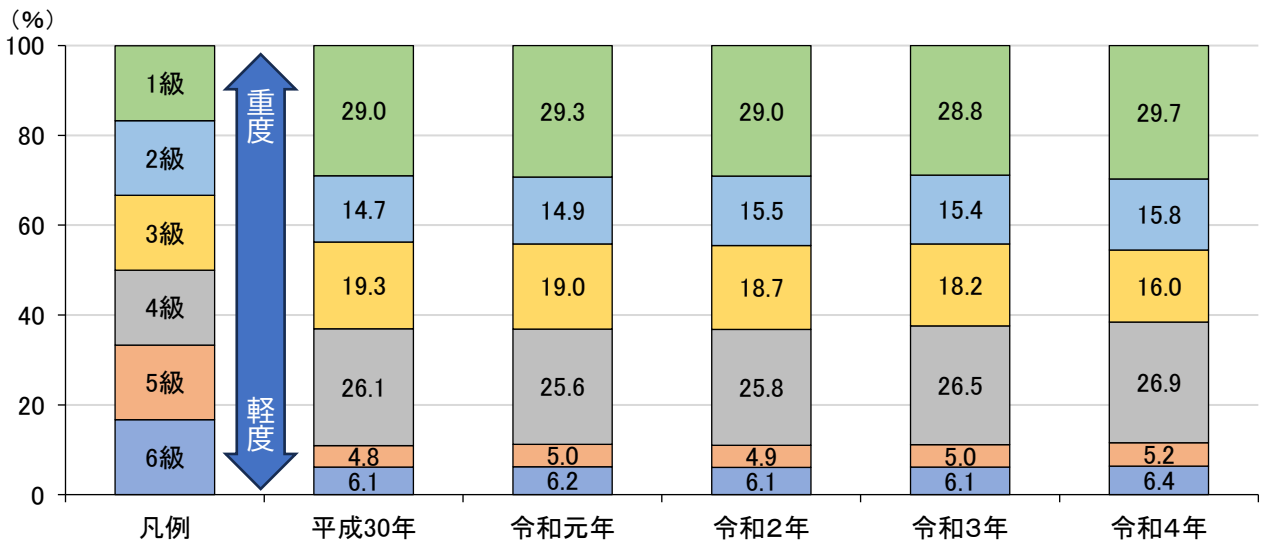
3 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は減少傾向にあり、令和4年10月1日現在424人となっています。令和4年10月1日現在の等級区分別の構成割合をみると、重度者である1級及び2級の割合が、全体の45.5%を占めています。

図表：等級別身体障害者手帳所持者数の推移



図表：等級別身体障害者手帳所持者数の構成割合の推移



資料：和泊町保健福祉課(各年10月1日現在)

図表：障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障害	障害児	0	0	0	0	0
	障害者	36	34	35	36	36
	計	36	34	35	36	36
聴覚障害	障害児	0	0	0	0	0
	障害者	39	36	33	37	35
	計	39	36	33	37	35
言語障害	障害児	0	0	0	0	0
	障害者	3	3	3	5	5
	計	3	3	3	5	5
肢体不自由	障害児	2	2	2	2	2
	障害者	230	232	227	212	207
	計	232	234	229	214	209
内部障害	障害児	1	1	1	2	2
	障害者	130	129	126	129	137
	計	131	130	127	131	139
全体	障害児	3	3	3	4	4
	障害者	438	434	424	419	420
	合計	441	437	427	423	424

資料：和泊町保健福祉課(各年 10 月 1 日現在)

図表：等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

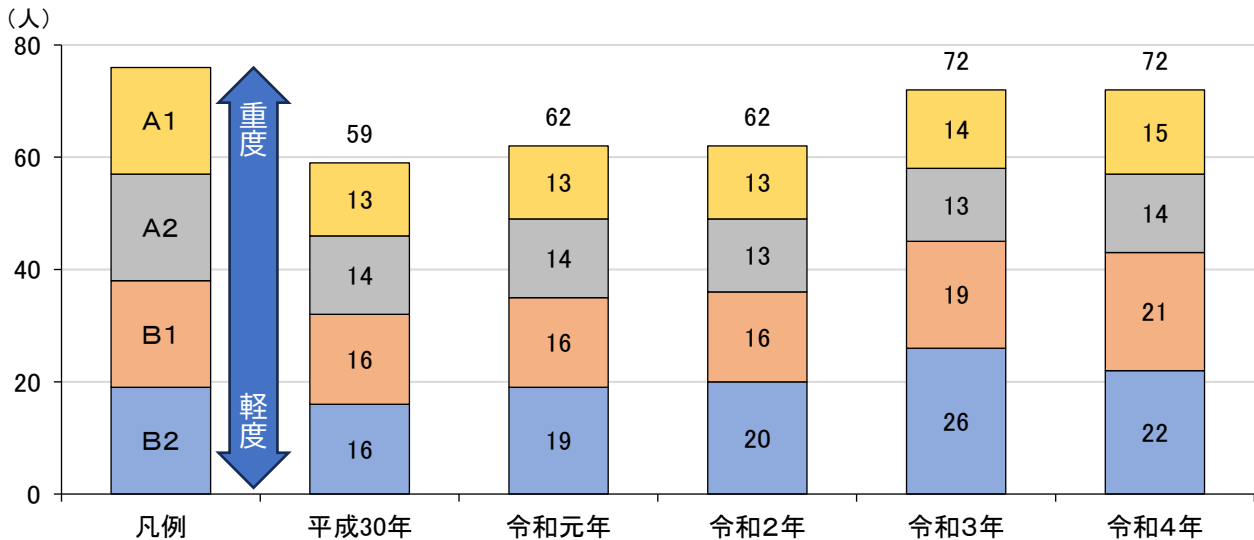
		平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	障害児	1	1	1	2	2
	障害者	127	127	123	120	124
	計	128	128	124	122	126
2級	障害児	0	0	0	0	0
	障害者	65	65	66	65	67
	計	65	65	66	65	67
3級	障害児	1	1	1	1	1
	障害者	84	82	79	76	67
	計	85	83	80	77	68
4級	障害児	0	0	0	0	0
	障害者	115	112	110	112	114
	計	115	112	110	112	114
5級	障害児	1	1	1	1	1
	障害者	20	21	20	20	21
	計	21	22	21	21	22
6級	障害児	0	0	0	0	0
	障害者	27	27	26	26	27
	計	27	27	26	26	27
全体	障害児	3	3	3	4	4
	障害者	438	434	424	419	420
	合計	441	437	427	423	424

資料：和泊町保健福祉課(各年 10 月 1 日現在)

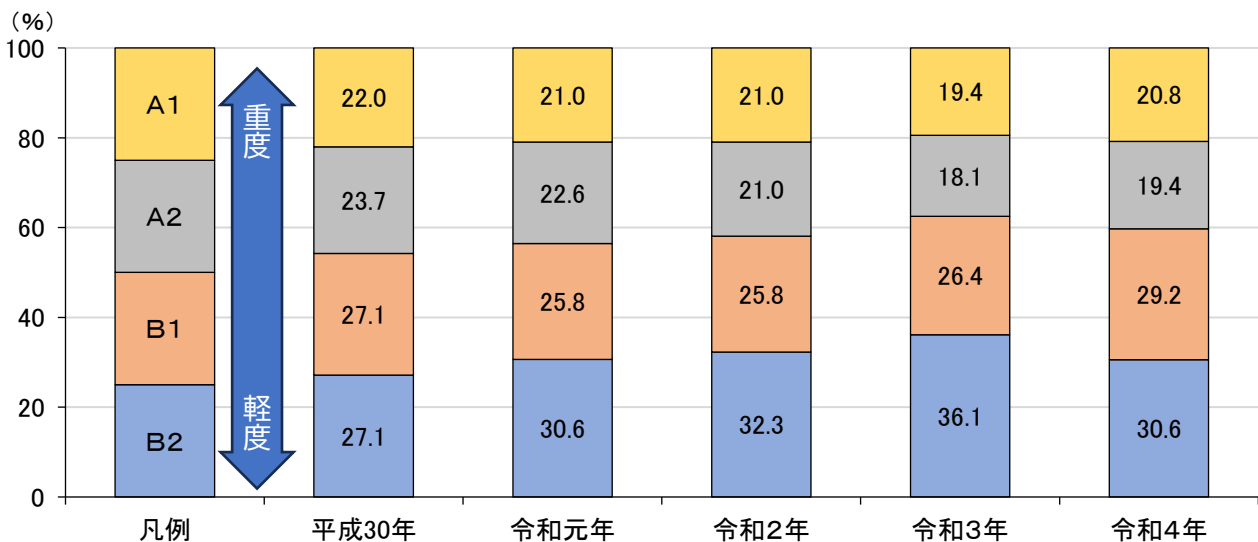
4 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は平成30年以降増加傾向にあり、令和4年10月1日現在72人となっています。令和4年10月1日現在の等級区分別の構成割合をみると、B（中・軽度）の割合が上昇傾向にあり、全体の59.8%を占めています。

図表：等級別療育手帳所持者数の推移



図表：等級別療育手帳所持者数の構成割合の推移

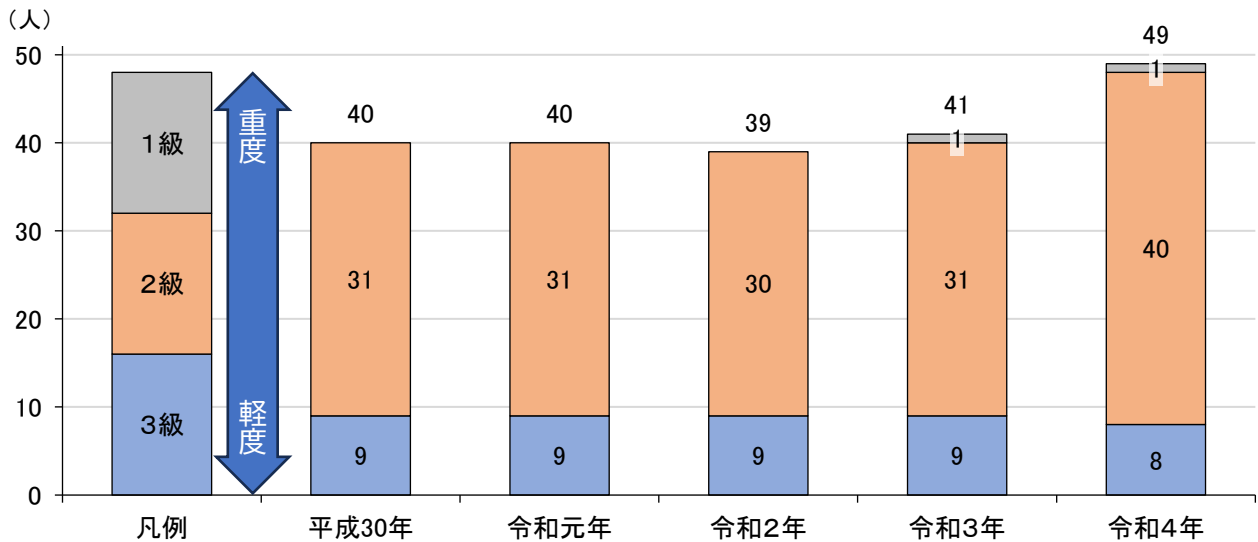


資料：和泊町保健福祉課（各年10月1日現在）

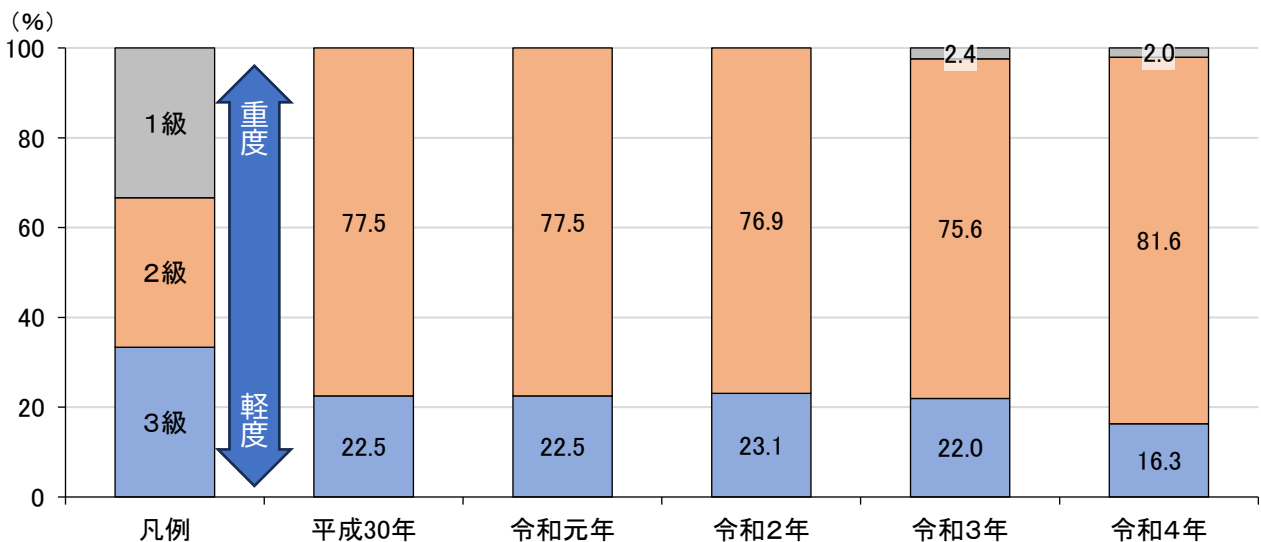
5 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年10月1日現在49人となっています。令和4年10月1日現在の等級区別構成割合をみると、中度者である2級の割合が全体の81.6%を占めています。

図表：等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



図表：等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の構成割合の推移



資料：和泊町保健福祉課(各年10月1日現在)

6 障害児の保育・教育の状況

(1) 保育所・幼稚園等における障害児数の状況

令和4年度の保育所・幼稚園等に通園している障害児数は、1人となっています。なお、和泊町において障害児の受け入れが可能な保育所は1か所、幼稚園は1か所、認定こども園は3か所あります。

図表: 認定こども園・保育所・幼稚園等における障害児の状況 単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保育所	1	0	0
幼稚園	0	0	0
認定こども園	0	0	1
計	1	0	1

※ 各年度4月1日現在

(2) 通学している障害児の状況

通学している障害児数の状況は、それぞれ以下のようになっています。

図表: 特別支援学校の児童生徒数の状況 単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別支援学校	5	5	4

※ 各年度4月1日現在

図表: 特別支援学級の児童生徒数の状況 単位: 人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	5	4	3
中学校	2	4	5
計	7	8	8

※ 各年度4月1日現在

図表: 通常学級へ通学している障害児数の状況 単位: 人

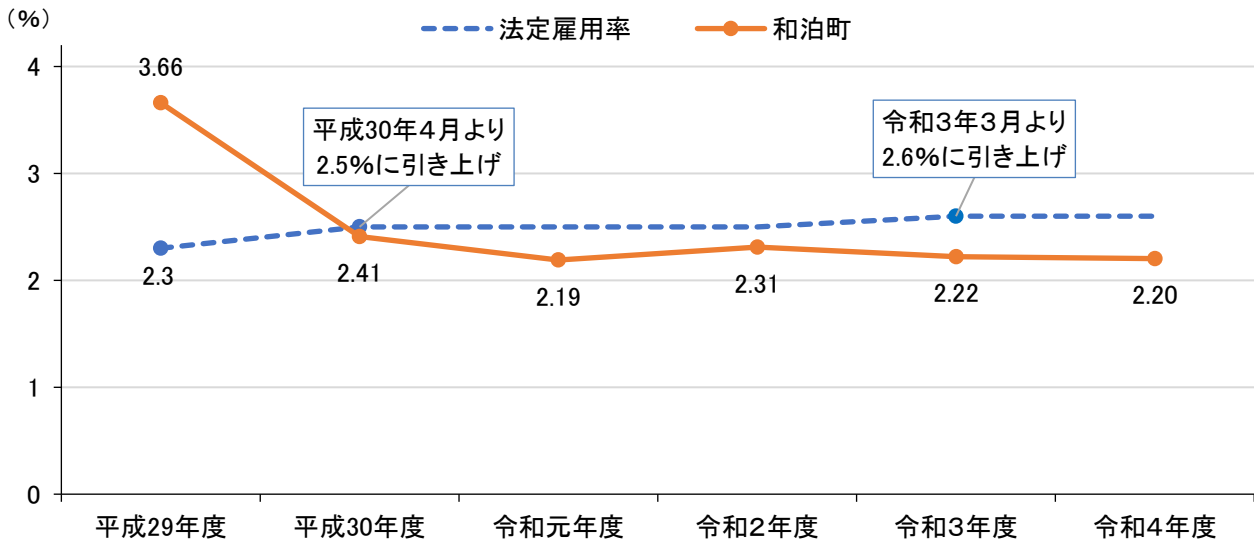
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	1	0	0
中学校	1	2	1
計	2	2	1

※ 各年度4月1日現在

7 和泊町における障害者雇用の状況

和泊町における障害者雇用の状況をみると、平成30年度以降、法定雇用率を下回る状況が続いており、改善に向けて障害者対象の募集を実施しています。今後も、毎年の任免状況通報による把握・進捗管理を継続します。

図表：和泊町役場における障害者雇用率の推移



※ 各年度6月1日現在

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の上位計画である第6次和泊町総合振興計画は、将来のあるべき姿の実現に向けて取り組む施策を総合的・体系的にまとめたまちの最上位計画であり、まちの将来像として『人と未来を笑顔でつなぐ 心豊かな和の町 和泊町』を掲げ、「子育て支援」「観光と交流促進」「社会基盤整備」「循環型社会の構築」「産業振興」「保健福祉の充実」「学校・社会教育の充実」を町の未来を創る7つの柱としています。保健福祉分野については、ビジョンとして「すべての町民が互いに助け合い、生きがいを持って暮らせる、あたたかいまちを目指します。」と掲げられています。

これまで、障害のある人など、すべての人々が社会の中で普通の生活や活動ができるような「障害のある人が、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるまちー福祉教育の充実と自立生活の実現ー」の理念に基づき、お互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めてきました。今後においては、障害のある人のみならず、高齢者や子育て家庭など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるよう、「自助」「共助」「互助」「公助」の役割のもと、地域で生活全般を支援することのできる体制の構築を目指すこととします。

また、前回計画を継承しつつ、引き続きお互いが支えあい、いきいきと暮らせる施策の推進に努めることとし、基本理念を「障害のある人が、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるまちー福祉教育の充実と自立生活の実現ー」とします。

**障害のある人が、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるまち
～福祉教育の充実と自立生活の実現～**

2 計画の基本的視点

和泊町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画(第5次)の障害者施策の基本的な方向性と整合を図る必要があります。

(1) 差別の解消, 権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や国民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図る。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）等の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を着実に推進する。

(2) 安全・安心な生活環境の整備

障害者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害当事者等の意見を踏まえ、障害者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進する。

(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する。

あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

(4) 防災, 防犯等の推進

障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」を踏まえつつ、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進する。また、障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進する。

(5) 行政等における配慮の充実

障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行う。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行う。さらに、心身の障害等により制限を付している法令の規定（いわゆる相対的欠格条項）については各制度の趣旨や技術の進展、社会情勢の変化、障害者やその他関係者の意見等を踏まえ、真に必要な規定か検証し、必要に応じて見直しを行う。

(6) 保健・医療の推進

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行う。また、入院中の精神障害者の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院の解消を進める。また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、切れ目のない退院後の支援に関する取組を行う。

障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実に努める。

また、優れた基礎研究の成果による革新的な医薬品等の開発を促進するとともに、最新の知見や技術を活用し、疾病等の病因・病態の解明、予防、治療等に関する研究開発を推進する。さらに、質の高い医療サービスに対するニーズに応えるため、AIやICT、ロボット技術の活用等による革新的な医療機器の開発を推進する。

あわせて、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を着実に進める。

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障害者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。

また、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

さらに、障害者及び障害児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害児への支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、アクセシビリティ向上に資する機器の研究開発、障害福祉人材の育成・確保等に着実に取り組む。

(8) 教育の振興

障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。また、高等教育を含む学校教育における障害のある幼児及び児童生徒等に対する支援を推進するため、障害のある幼児及び児童生徒等に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図る。さらに、障害者が学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指す。

(9) 雇用・就業, 経済的自立の支援

障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図る。また、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な支援を推進する。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援する。

(10) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活と社会を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。また、レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力の増強や交流、余暇の充実等を図る。さらに、共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障害者スポーツの一層の普及に努め、競技性の高い障害者スポーツにおけるアスリートの育成強化を図る。

(11) 国際社会での協力・連携の推進

条約の締約国として、障害者権利委員会による審査等に適切に対応するとともに、障害者施策を国際的な協調の下に推進するため、障害分野における国際的な取組に積極的に参加する。また、開発協力の実施に当たっては、SDGsの達成に向けて、条約が規定するように、障害者を包容し、かつ、障害者にとって利用しやすいものであることを確保するとともに、能力の開発を容易にし、支援することなどに取り組む。さらに、文化芸術活動やスポーツ等の分野を含め、障害者の国際交流等を推進する。

3 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

【地域共生社会とは】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。



出典：地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)

4 施策体系図

基本理念	基本目標	具体的取組
障害のある人が、 住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるまち	【基本目標 1】 差別の解消及び権利擁護の推進	■障害を理由とする差別の解消 ■権利擁護の推進・虐待の防止
	【基本目標 2】 生活環境	■建築物等の整備促進 ■移動、交通対策の推進
	【基本目標 3】 情報提供、意思疎通支援の充実	■情報提供の充実 ■意思疎通支援の充実
	【基本目標 4】 防災、防犯等の推進	■防災・防犯対策の推進 ■感染症対策の推進
	【基本目標 5】 行政サービス等における配慮の充実	■事務・事業実施における合理的配慮 ■職員の障害に関する理解促進 ■ICTによる行政情報提供の検討 ■選挙における配慮
	【基本目標 6】 保健・医療	■障害の発生予防及び早期発見、早期治療 ■健康の維持・増進 ■医療・リハビリテーションの充実
	【基本目標 7】 生活支援サービス	■相談支援体制の充実 ■障害福祉サービスの充実 ■地域生活支援事業の充実 ■経済的自立支援及び家族介護者への支援
	【基本目標 8】 教育・育成	■療育・保育・学校教育の充実 ■特別支援教育の充実 ■放課後活動・障害学習の充実 ■ボランティア活動の推進 ■人材の育成・確保
	【基本目標 9】 雇用・就労	■雇用の啓発と関係機関との連携 ■雇用・就業の推進 ■福祉的就労の場の確保
	【基本目標 10】 社会参加	■スポーツ・レクリエーション活動の促進 ■文化活動の促進 ■多様なニーズへの対応

第4章 障害者基本計画（施策の展開）

基本目標 1 差別の解消及び権利擁護の推進

障害のある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人々が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

そのため、意思疎通の推進によるコミュニケーション環境の充実を図るとともに、地域における交流の機会の創出や、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図り、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支えながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に取り組んでいきます。

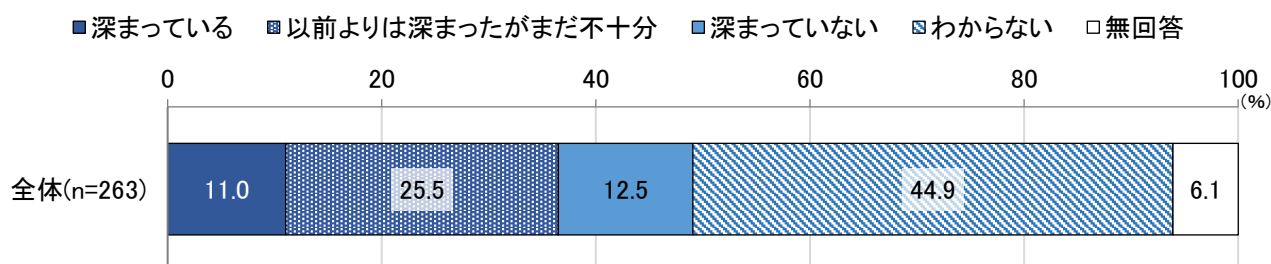
また、障害のある人の差別解消や虐待防止、権利擁護に資する普及啓発の一層の充実を図り、障害のある人が安心して暮らすことができる地域社会を構築します。

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

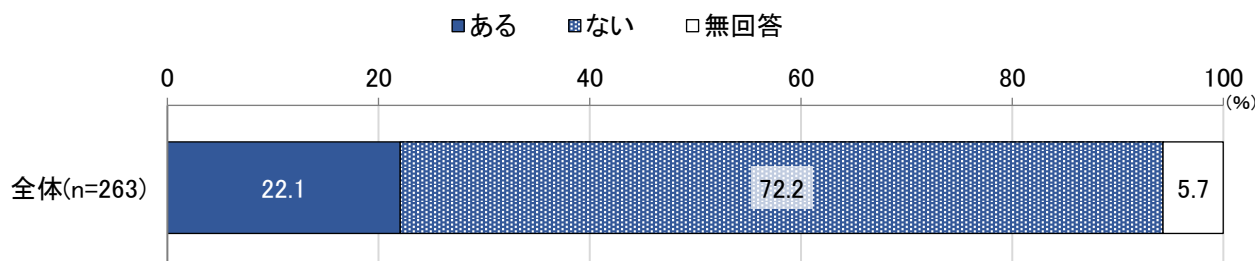
町民アンケート結果より、「町民の障害者への理解と認識は深まっていると思うか」について、「深まっている」と回答したのは11.0%、「以前よりは深まったがまだ不十分」、「深まっていない」と回答した方は38.0%となっています。

また、「障害があることで不当な扱いを受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるか」について、「ある」と回答した方が22.1%で、障害のある人に対する理解促進に努める必要があります。

図表:町民の障害者への理解と認識は深まっていると思うか



図表:障害があることで不当な扱いを受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるか



【施策の展開】

項 目	内 容
講演会・研修会の実施	<p>◆障害を理由とした差別の禁止や、合理的配慮などについて学ぶ機会として講演会を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。</p> <p>◆職場内研修等の機会を通じ、障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮などについて学ぶ機会を提供し、障害のある人への対応の充実に取り組みます。</p>
広報誌・ソーシャルネットワークを活用した理解促進	◆広報紙やソーシャルネットワークを通じて「障害者週間」の意義の周知・徹底を図り、障害のある人に対する正しい理解を深めます。
関係団体と連携した理解促進	◆「障害者週間」等の期間において、障害者団体等と連携し、啓発活動や障害への理解を深めるためのイベント活動等を推進します。
理解促進研修・啓発事業	◆障害のある人等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深めるための研修・啓発の事業実施に向けて今後も検討していきます。

(2) 権利擁護の推進・虐待の防止

【施策の展開】

項 目	内 容
障害者虐待防止法の広報啓発、虐待防止に向けた相談支援	◆障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。
相談・紛争解決等を実施する体制の充実	◆障害のある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るため、相談・紛争解決等を実施する体制の充実等に取り組むとともに、利用の促進を図ります。
成年後見制度の適正な利用を促進	◆知的障害又は精神障害（発達障害を含む）により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費の助成や活用を図るための研修等を実施していきます。
地域における虐待防止に向けた協力体制の構築	◆障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、町民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対し、障害者虐待防止法の概要について積極的に啓発を行うとともに、地域における協力体制の構築を検討していきます。

【施策の展開】

項 目	内 容
<p>養育支援訪問事業</p>	<p>◆子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対し、適切なサービスを提供することで個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図り、児童の権利の擁護，児童虐待等の未然防止に務めるとともに，すべての児童が適切に養育されるよう支援を行います。</p>
<p>要保護児童対策地域協議会</p>	<p>◆要保護児童や要支援児童などの適切な保護・支援を図るため，関係部署・関係機関と連携して情報の共有や支援方針を検討し，必要な支援を行います。</p>

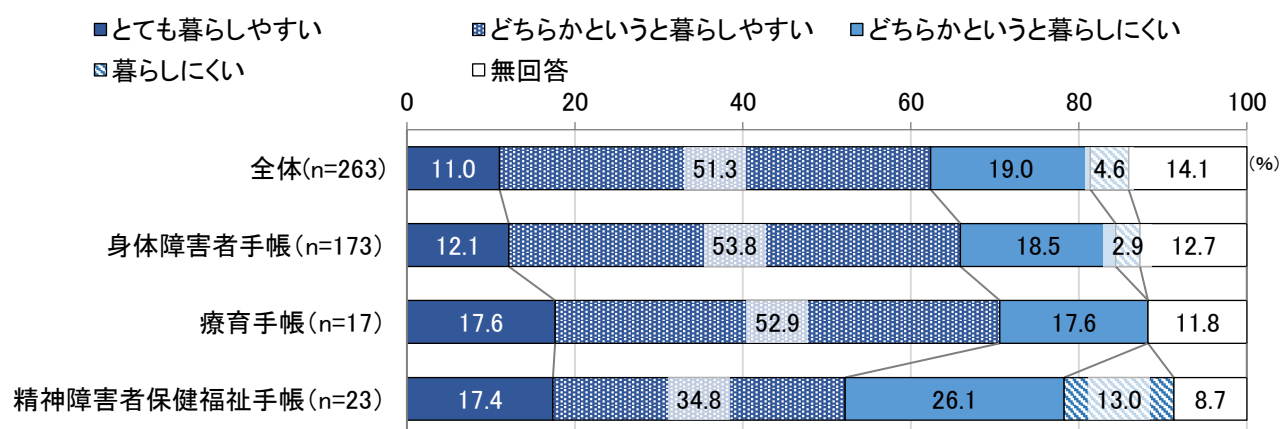
基本目標 2 生活環境

公共施設をはじめ、医療機関や金融機関、飲食店など、公共性の高い民間施設におけるハード面、ソフト面の両面からバリアフリー、ユニバーサルデザインを推進してきました。

町民アンケート結果より、「和泊町は、障害のある方にとって、暮らしやすいまちだと思いますか」について、全体で見ると、「とても暮らしやすい」が11.0%、「どちらかというとも暮らしやすい」が51.3%となっており、62.3%の方が住みやすいと回答しています。

今後も、公共施設や公園、道路、歩行空間、移動環境などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による整備を進めていくとともに、ハード、ソフト両面の取組により、福祉のまちづくりを推進します。

図表：和泊町は、障害のある方にとって、暮らしやすいまちだと思いますか



(1) 建築物等の整備の促進

【施策の展開】

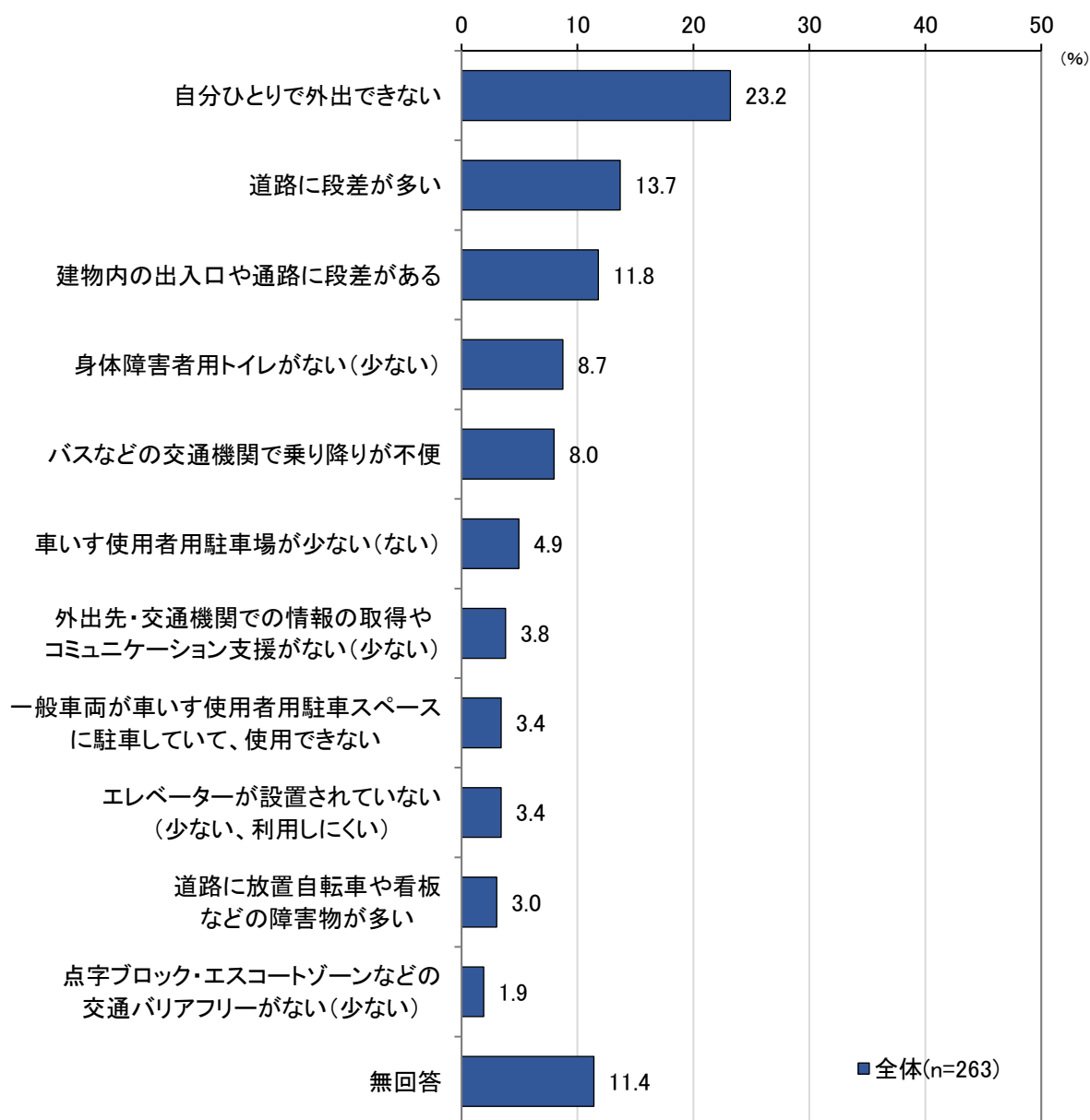
項目	内容
施設などのバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設を、障害のある人に配慮したスロープ・手すりの設置など、必要に応じて改修を行います。 ◆公共性の高い建築物については、障害のある人が利用しやすいように、構造・設備等に関して整備を進めるよう、関係者の理解と認識を深めるよう努めます。
住まいのバリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆重度の障害がある人に住宅改修に対する助成制度の充実を図ります。 ◆障害のある人が生活しやすい住まいづくりを支援するため、住宅改修などに関する相談対応に努めます。 ◆民間の住宅建設業者などに対しても、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえた住宅づくりについて理解・協力を求めています。

(2) 移動, 交通対策の推進

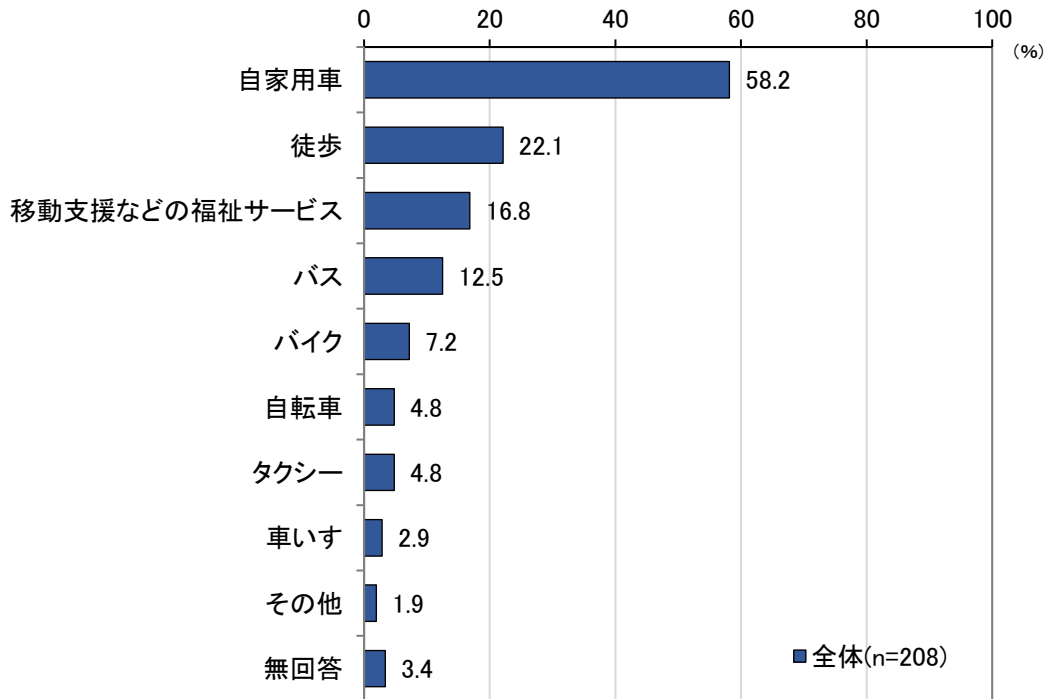
全体でみると、「自分ひとりで外出できない」が23.2%、「道路に段差が多い」が13.7%、「建物内の出入口や通路に段差がある」が11.8%となっています。

また、「外出の時の主な交通手段について」全体でみると、「自家用車」が58.2%、「徒歩」が22.1%、「移動支援などの福祉サービス」が16.8%となっており、移動手段の確保や道路のバリアフリー化が必要と考えられます。

図表:外出する時どんなことに困っていますか



図表：外出の時の主な交通手段は何ですか



【施策の展開】

項目	内容
道路環境の整備	◆障害のある人の利用を考慮し，歩道等の整備は，段差の適切な切り下げ，視覚に障害のある人の誘導ブロックの敷設等，安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
移動・交通手段の確保・整備	◆障害のある人が安全・快適に移動できるよう，バス利用者への支援を引き続き実施します。 ◆介護が必要な障害のある人が安心して移動できるよう，バス利用者の介護人への支援を実施します。

基本目標3 情報提供，意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

【施策の展開】

項 目	内 容
情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害の種類や程度に応じた資料等の作成，家族支援教室の開催促進を図るなど，障害のある人に対する情報提供を積極的に行います。 ◆障害特性に応じた情報提供方法により障害のある人やその家族等が必要な情報を入手できるように努めます。また，サンサンテレビにおいては，文字にふりがなや色彩等の配慮に努め，障害の特性に対応した情報の提供に努めます。 ◆ICT（情報通信技術）を活用した様々な情報の提供に努めるとともに情報通信機器の普及の促進に努めます。

(2) 意思疎通支援の充実

【施策の展開】

項 目	内 容
意思決定支援ガイドラインの普及	◆障害のある人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から，国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	◆聴覚障害及び音声・言語機能障害のある人に対して，通訳者等を派遣するほか，町主催の講演会等においては，可能な限り通訳者等を配置し，聴覚障害者等の自立及び社会活動への参加を支援します。
手話通訳者設置事業	◆聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を支援するため，手話通訳者を設置します。
盲ろう者への通訳派遣	◆鹿児島県と共同で，盲ろう者（視覚と聴覚に重複して重度の障害がある人）の自立と社会参加を促進するため，手点訳奉仕員，盲ろう者通訳・介助員等の養成研修や派遣体制の充実に努めます。

基本目標4 防災，防犯等の推進

地震や風水害をはじめとする災害の発生時において、障害のある人が安心・安全に生活し続けるためには、災害時の避難行動における様々なハンディキャップの解消や、有事の際の対応について、事前の準備を図っておく必要があります。

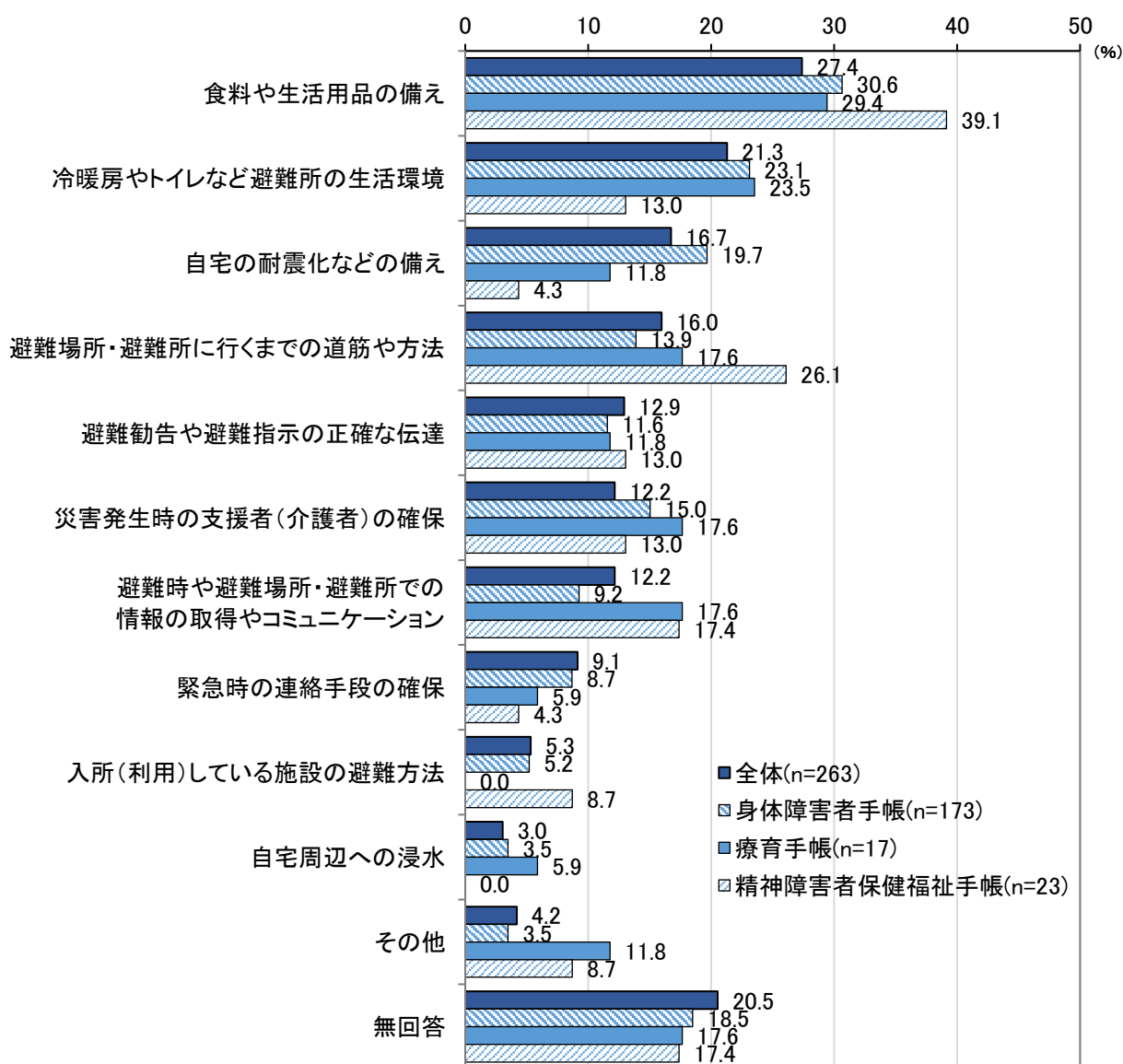
障害のある人を犯罪や災害から守るため、地域の防犯・防災対策の充実を図り、安全に地域で生活できる環境づくりを進めます。

(1) 防災・防犯対策の推進

町民アンケート結果より、「防災対策に関して不安に感じること」について、全体でみると「食料品や生活用品の備え」と回答した割合が最も高く、次いで「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」となっています。

また、障害種別でみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、「避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法」，「避難時や避難場所・避難所での情報の取得やコミュニケーション」が挙げられています。

図表:防災対策に関して不安に感じること



【施策の展開】

項 目	内 容
福祉避難所の整備・環境の充実	◆避難行動要支援者等の受入体制確保のため、備蓄物資の点検・整備を行います。
避難行動要支援者登録名簿の作成・運用	◆避難行動要支援者から外部提供に関する同意を得た上で、その情報を名簿化し、避難支援等の実施に携わる関係者に提供することにより、平時から地域全体での支援体制の強化を図ります。
福祉施設におけるBCPの整備	◆福祉施設のBCP（業務継続計画）に基づく福祉サービスの提供を図ります。
地域における虐待防止に向けた協力体制の構築	◆障害のある人への虐待の予防及び早期発見等を行うため、町民、障害者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対し、障害者虐待防止法の概要について積極的に啓発を行うとともに、地域における協力体制の構築を検討していきます。
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	◆消費者トラブルに関する情報を把握し、注意喚起や早期発見に取り組みます。 ◆被害を受けた障害者の被害回復を図るため、弁護士等の専門職と連携して支援します。
関係機関との連携による支援体制の強化	◆各字区長、民生委員・児童委員及び地域の消防団等で組織する地域支え合い活動による見守り活動の充実を推進します。 ◆地域住民と警察等の連携を図ることで、障害のある人が犯罪に巻き込まれることを防止するよう努めます。

(2) 感染症対策の推進

【施策の展開】

項 目	内 容
感染症対策に対する研修の実施	◆事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修機会の充実を図ります。
関係機関との連携	◆新型コロナウイルス感染症予防の対策として、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の充実・強化を図ります。

基本目標5 行政サービス等における配慮の充実

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めていきます。また、選挙における配慮に努めていきます。

(1) 事務・事業実施における合理的配慮

町における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する和泊町職員対応要領」により、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

(2) 職員の障害に関する理解促進

職員研修において、障害及び障害のある人への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。

(3) ICTによる行政情報提供の検討

町における行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

(4) 選挙における配慮

身体障害者手帳等をお持ちの方を対象とした郵便等による不在者投票や、代理記載制度等を活用し、選挙における配慮に努めます。

基本目標 6 保健・医療

障害の原因となる疾病などの予防・早期発見のため、出生から高齢期に至るまでの心身の健康づくりなどについての知識の普及啓発や、健診などの保健事業の充実を図ります。

また、自立支援医療や様々な医療費助成制度等を通じ、障害のある人の医療サービス利用を支援していくとともに、障害の軽減及び障害の重度化・重複化、二次障害などを防止するため、医療機関などと連携して、適切な医療やリハビリテーションの提供に努めます。

(1) 障害の発生予防及び早期発見, 早期治療等

【施策の展開】

項 目	内 容
障害の原因となる疾病等の予防・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ◆疾病の早期発見, 早期治療等, 健康診査後のフォロー体制を充実させ, 町民の健康保持増進, 障害の原因となる疾病等の予防活動の確立を図ります。 ◆広報や各種事業を通じて, 障害や疾病の早期発見に向けた正しい知識の普及啓発に努め, 健診などの受診率の向上を目指します。 ◆健康増進法による保健事業(がん検診, 健康教育・相談など)及び高齢者の健康づくりに向けた健診・保健指導・健康手帳の交付などの保健対策をより一層充実させます。 ◆発達障害や高次脳機能障害について, 県や関係団体との連携のもと情報提供等を行い, 幅広く町民へ知識の普及に努めます。 ◆保健, 医療, 福祉間の連携を強化し, 発達障害の早期発見と早期療育に努めます。
民生委員・児童委員, 保育士等との協力による障害の早期把握	<ul style="list-style-type: none"> ◆保健師を中心に, 民生委員・児童委員, 保育士などが, 住民の健康状態や生活状態を把握し, 療育・医療機関との連携を図りながら, 障害の早期把握や原因となる疾病の予防を進める体制づくりを推進します。

(2) 健康の維持・増進

【施策の展開】

項 目	内 容
障害のある人に対する適切な保健サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆健康診査や相談，指導を充実し，障害の早期発見・早期対応に努め，障害の予防，軽減への取組を図ります。 ◆障害のある人の健康の保持・増進，精神疾患及び難治性疾患に対する保健サービスについて福祉サービスと連携をふまえたサービスの提供について検討し，その充実を図ります。
母子保健対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊産婦に対する健康教育，健康診査，健康相談等により一層の充実を図ります。 ◆母子保健従事者の資質を向上させ，健診や健診後のフォロー体制の充実を図ります。 ◆障害や疾病の早期発見，早期療育に努め，必要に応じて関係機関との連携が図られるよう療育支援ネットワーク体制の構築に努めます。 ◆地域活動を充実，強化しながら，ノーマライゼーションに基づいたサポート体制を確立します。

(3) 医療・リハビリテーションの充実

【施策の展開】

項 目	内 容
医療・リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆治療やリハビリテーションにより軽減が期待される障害については，適切な医療，医療的リハビリテーションの提供及び在宅介護サービス体制の充実に努めます。 ◆医療機関や障害者福祉サービス事業所との連携により，重度の障害がある人等の在宅ケアサービスの充実に努めます。 ◆発達の遅れや障害児とその家族が，身近な地域で必要な療育や相談・指導が受けられるよう，福祉サービス事業所の充実を促進します。 ◆自立支援医療（精神通院医療）制度や精神障害者保健福祉手帳制度等について，啓発・広報により利用の促進を図ります。 ◆児童発達支援センターの設置や医療的ケア児に関するコーディネーターの配置により障害児支援の体制強化を図ります。

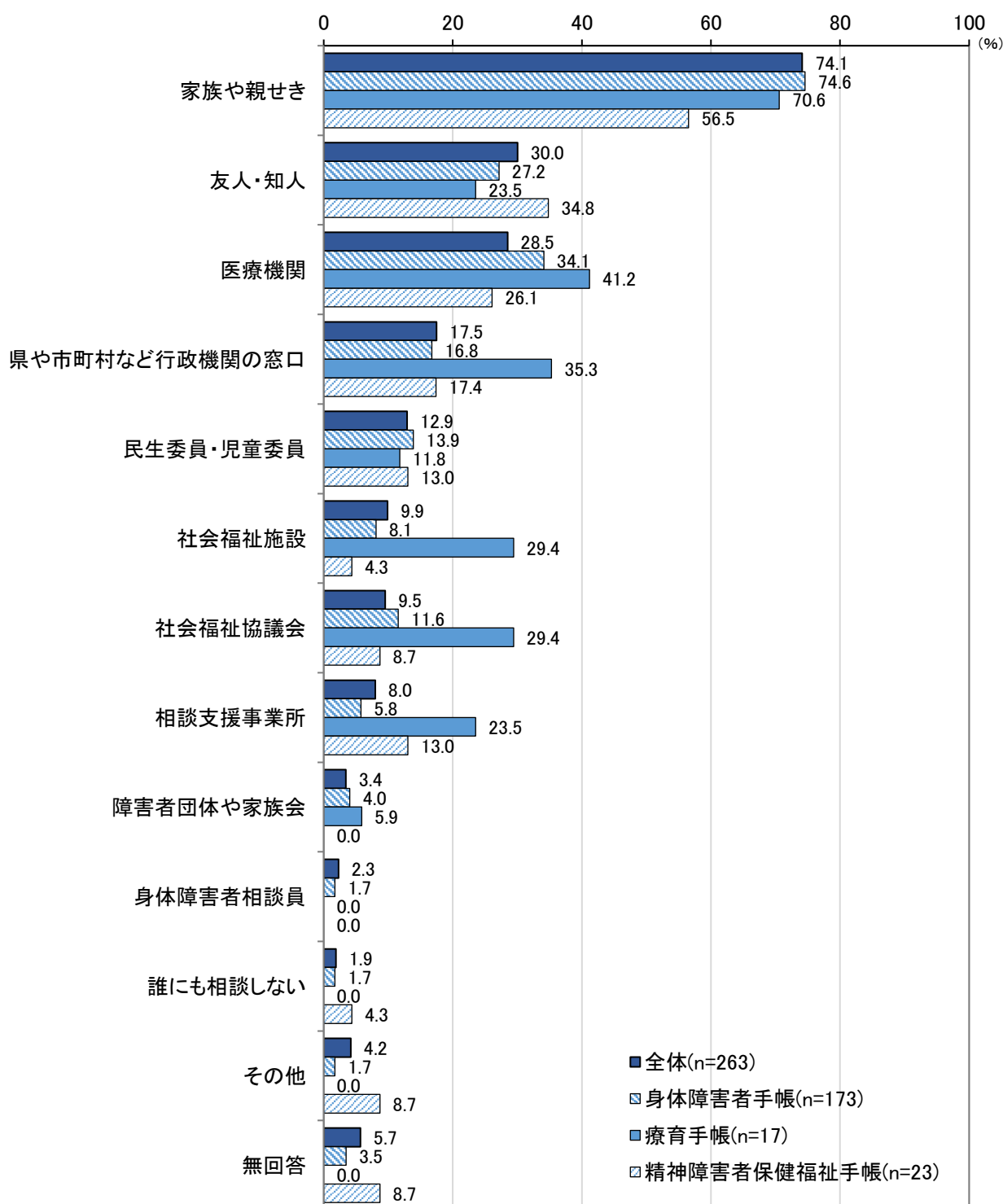
基本目標7 生活支援サービス

(1) 相談支援体制の充実

障害のある人の暮らしを豊かにしていくためには、障害のある人が抱える様々な問題を解決する仕組みとして、日常的に相談できる環境の充実が重要となります。

そのため、相談支援体制の充実や相談機関の連携強化などに取り組んでいきます。

図表：困ったときに誰(どこ)に相談するか



【施策の展開】

項 目	内 容
相談支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある人の日常生活上の相談への対応などを行う「障害者相談支援事業」について、実施する相談支援機関の機能強化はもとより、町民にとってより身近で利用しやすい相談の場となるよう、町民の利便性も考慮した拠点づくりに取り組みます。 ◆相談支援専門員の人材の確保と資質の向上を支援し、関係機関との連携による相談支援体制の強化を図ります。 ◆障害のある人の自立した生活を支え、問題解決や適切なサービスが利用できるよう相談支援体制を充実させ、社会復帰の支援に努めます。 ◆障害のある人の総合的な相談や成年後見制度の利用支援に対応できる体制を整備します。 ◆地域における障害者相談支援の中核として、障害があっても住み慣れた地域で生活できるよう、基幹相談支援センターとの連携強化に努めます。
多様な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆行政窓口などの職員に対して、障害のある人への配慮やコミュニケーションの理解のための研修を開催し、相談窓口機能の充実を図ります。 ◆「総合支援協議会」において、福祉・保健・医療・保育・教育・就労などの各分野が協働し、生活支援ネットワークの充実に努めます。 ◆障害者の心配事や困り事をみんなで集まって話し合いができる場として、和泊町身体障害者福祉協会がありますが、会員資格者が身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者並びにその家族となっていることから、今後は、療育施設を利用している児童の家族も利用できるよう検討します。

(2) 障害福祉サービスの充実

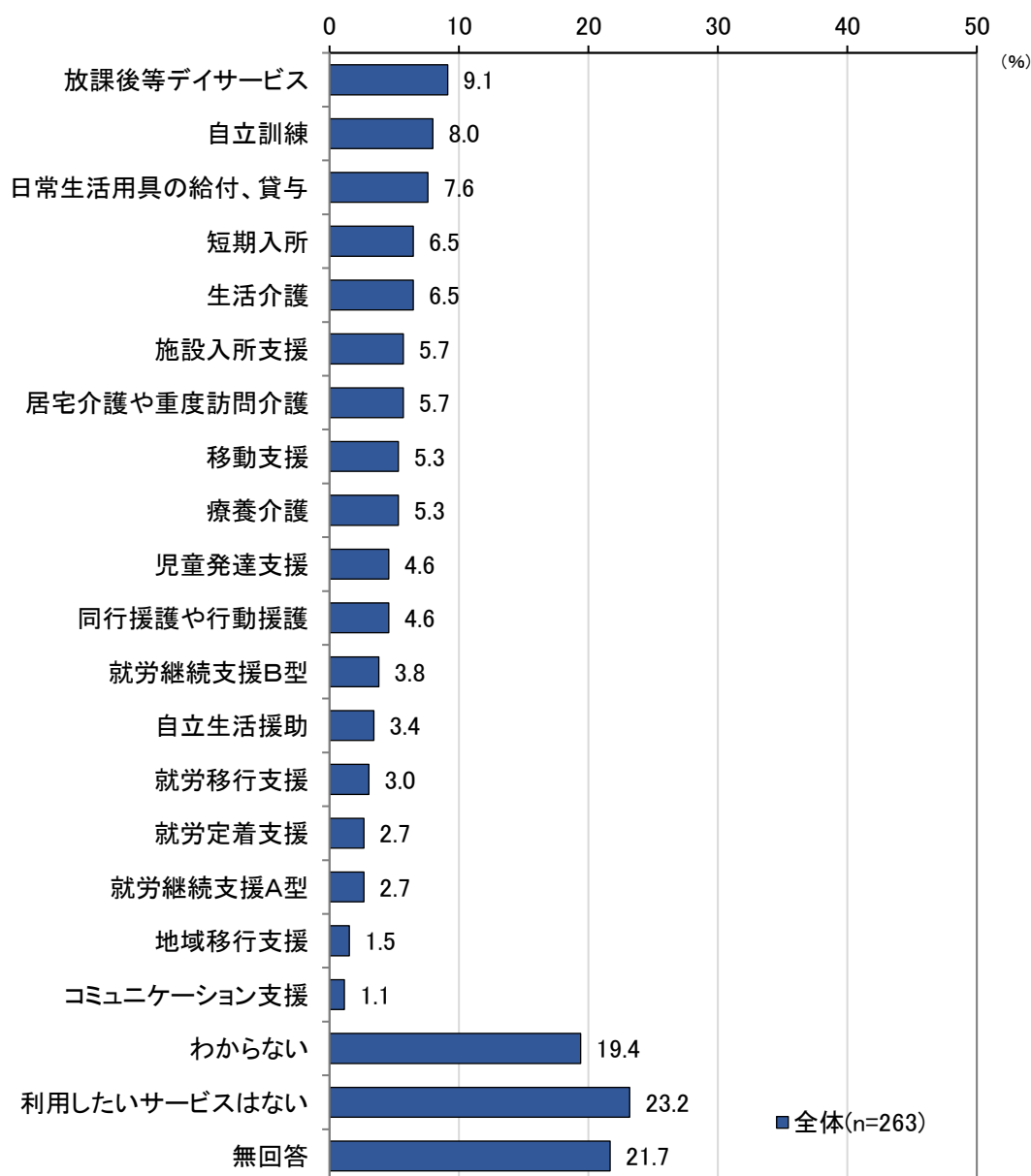
障害のある人が自分にあった日中活動を主体的に選んで利用できるよう、「障害者総合支援法」の日中活動系サービスや地域活動支援センターなどのさまざまな日中活動の場を、質・量ともに十分に提供できる環境づくりを推進します。

また、住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活できるよう、障害の重度化・重複化などの障害の特性や高齢化・核家族化などの家庭環境に配慮して、各種在宅福祉サービスの提供に努めるとともに、障害のある人の生活に配慮した住宅や共同生活の場などの整備・検討に努めます。

さらに、障害のある人が地域で自立して安心した生活を送るためには、経済的な支援も必要であることから、国・県などと連携して、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知に努め、障害のある人の生活の安定を図ります。

今後も障害のある人が地域社会の中で自立した生活を送ることができるよう、サービス支援の一層の充実を図ります。

図表:どのような障害福祉サービスを利用したいか



【施策の展開】

項 目	内 容
訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある人の地域生活を支援するため、「障害者総合支援法」の訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護等）や，その他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。 ◆常時介護を必要とする重度の障害がある人や医療的なケアが必要な人など，障害のある人の多様な介護ニーズに対応していきます。 ◆移動に著しい困難を有する障害のある人等に対する支援としては「同行援護」の質の向上と必要量の確保に努めます。
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆「障害者総合支援法」で定められた介護給付（生活介護）や，通所支援施設による訓練等給付（就労継続支援）の充実を図ります。 ◆地域で生活している障害のある人が，家族の急用等で在宅での対応が困難なときなどに，短期入所（ショートステイ）の利用が安心して行えるよう，短期入所サービスの整備，利用促進に努めます。 ◆地域活動支援センターの機能を強化するため支援します。
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため，地域における居住の場としてのグループホームの整備を推進します。

(3) 地域生活支援事業の充実

【施策の展開】

項 目	内 容
地域生活支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある人の社会参加を積極的に進めるための、外出時における「移動支援」について、必要とされる方が適切に利用できる体制の確保、質の向上に努めます。 ◆障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う事業の利用促進を図ります。

(4) 経済的自立支援及び家族介護者への支援

【施策の展開】

項 目	内 容
経済的自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆広報等の活用により、年金・各種助成制度や手当等についての周知に努めます。 ◆重度心身障害者医療費助成制度の周知・啓発に努めます。 ◆心身に障害のある児童の生活の安定を図り、将来に対して保護者の抱える不安の軽減を図るため、心身障害者扶養共済制度への加入の促進に努めます。 ◆住宅改修事業や生活福祉資金貸与制度の周知を図り、その利用促進に努めます。 ◆障害のある人に対する税制上の優遇措置や、運賃割引等の諸制度の周知と活用の促進を図ります。
家族介護者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある人及びその家族等を支援するため、町独自の施策を検討し、身体的・精神的な負担軽減を支援します。 ◆発達に関する障害の早期発見や早期支援のため、保護者等へのペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を受けることができるよう、体制づくりに取り組みます。

基本目標 8 教育・育成

乳幼児期から学童期にわたり関係機関が一体となって、相談支援や就学指導体制の整備に努めます。

また、心身に障害のある児童・生徒への早期対応について、福祉・保健・医療・教育の施策が一貫したシステムとして機能するよう関係機関の連携、強化に努めるとともに、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障害のある児童・生徒を早期療育支援につなげる体制強化に努めます。

(1) 療育・保育・学校教育の充実

【施策の展開】

項 目	内 容
療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者虐待の防止等に関する広報，その他啓発活動に努めるとともに，通報・報告等にかかる体制の充実を図ります。 ◆就学前の心身に障害のある児童の実態把握と，障害に応じた早期療育の一層の充実に努めます。
障害児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆幼児期の発達段階において，障害のある幼児やその保護者に対する的確な相談・指導が行える体制の整備を進めます。 ◆「福祉のこころ」を育てるため，幼児期から交流やふれあい活動を推進します。 ◆保育士，幼稚園教諭，保健師，医師など就学前に専門家の意見が反映されるよう努めます。
学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆インクルーシブ教育システムを正しく理解し，国や県の計画等との整合性を図りながら，特別支援教育の取組を推進します。 ◆教育委員会では，障害の種類・程度によって適切な教育を受けられるよう就学相談に努めます。 ◆心身に障害のある児童の進路選択については，保護者及び関係機関との連携を深めます。 ◆障害の有無にかかわらず，できる限り地域の学校で学べるように，教育施設のバリアフリー化などの必要な支援・環境整備を推進します。 ◆通級指導教室の利用の促進と，より一層の充実に図ります。 ◆学校教育の場において，児童生徒の発達段階に応じ，社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに，思いやりの心，社会奉仕の精神などの育成を図ります。 ◆児童生徒を対象として，福祉作文コンクールなどの実施により福祉教育を推進します。

(2) 特別支援教育の充実

【施策の展開】

項 目	内 容
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進するため、学校内、または福祉、医療関係機関との連絡・調整や保護者に対する窓口を担う特別支援教育コーディネーターの育成に努めます。 ◆関係機関と連携した就学相談体制の充実に努めます。 ◆発達障害のある児童を含めたすべての児童生徒に対して、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育に努めます。 ◆個別の教育支援計画や個別の指導計画について、関係機関と共有し、活用の推進を図ります。 ◆障害の状態によっては、特別支援学級において適切な教育が受けられるような就学指導体制の支援に努めます。

(3) 放課後活動・生涯学習の充実

【施策の展開】

項 目	内 容
放課後活動・生涯学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある児童が、放課後や長期休暇中の活動の場として利用できるように、各種事業を実施します。 ◆障害のある児童の社会性を育て、周囲の理解と認識を深めるために交流学習や地域における高齢者等との交流会の開催、作品展の充実などに努めます。 ◆障害のある児童の学校教育終了後における学習や、学校外活動を支援するために、各種福祉施設等との連携に努めます。

(4) ボランティア活動の推進

【施策の展開】

項 目	内 容
ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会福祉協議会との密接な連携のもと、ボランティアに関する相談や情報提供、支援等を実施します。 ◆広報誌やホームページ等を利用し、ボランティア登録団体や養成講座の開催等の情報を提供します。
見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害のある人の生活を支援するため、交流活動や避難行動要支援者支援制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより、住民相互の支援体制の充実・強化を図ります。

(5) 人材の育成・確保

【施策の展開】

項 目	内 容
人材の育成確保	<ul style="list-style-type: none">◆地域の福祉・介護施設・事業所の現任職員を対象に、人材育成とキャリア形成等の支援のためのスキルアップ研修等を社会福祉協議会等と連携して実施します。◆中高生を対象とした医療・介護限定の進路ガイダンスの実施，介護関係に進学する生徒を対象とした奨学金制度，ふるさと納税基金を活用した介護人材確保事業の実施について検討していきます。◆地域福祉の推進に不可欠なボランティア活動や住民組織等については，ボランティア等生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター」を設置し，地域資源の掘り起こしや社会福祉協議会を中心とした育成・支援体制を強化します。◆社会福祉協議会を中心に人材育成に係る研修や指導等を行います。また，島外（県内外）の人材や外国の方の人材も視野に入れていきます。

基本目標 9 雇用・就労

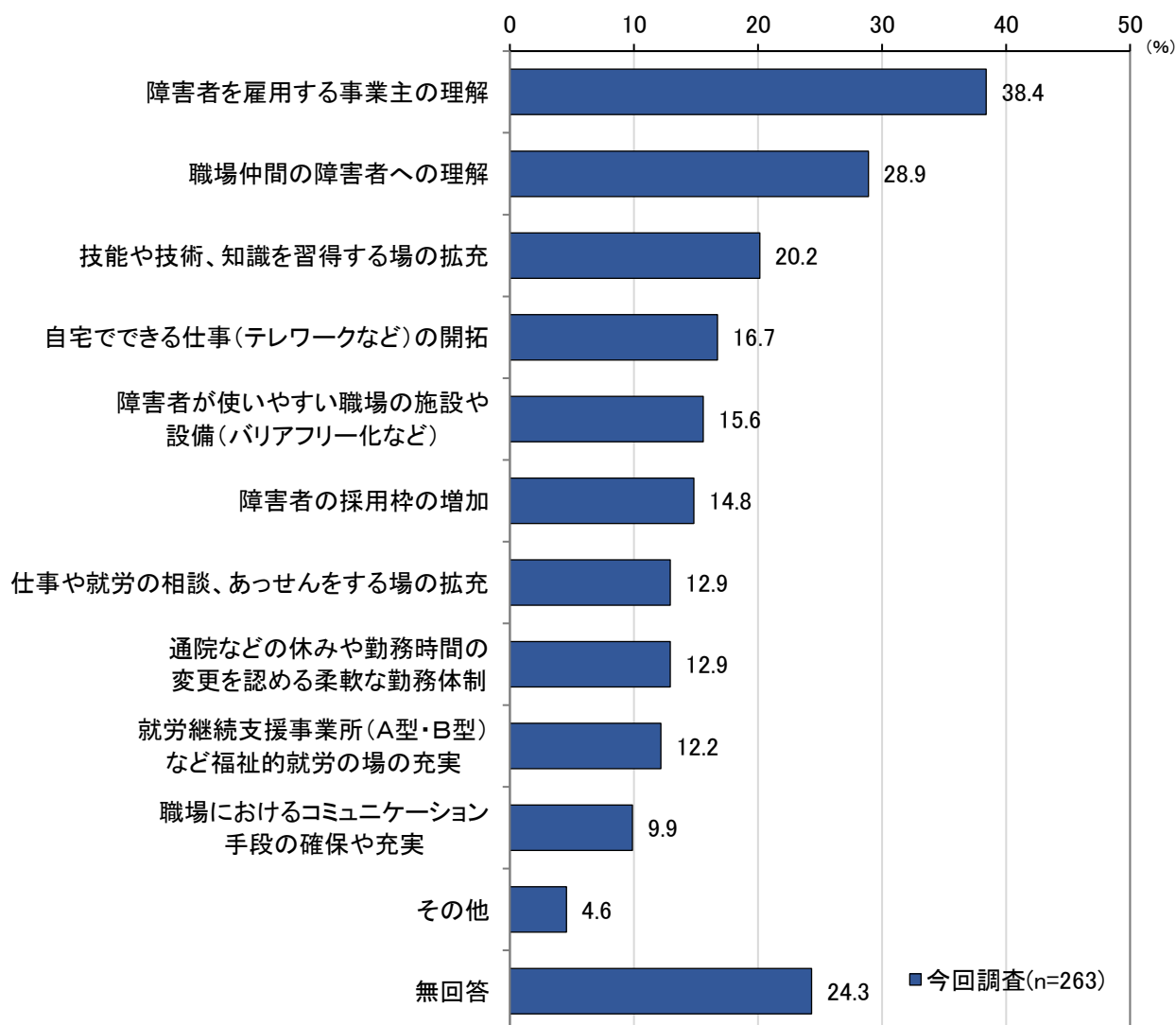
通常の事業所等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、就労への移行に向けた知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。

また、一般的な雇用が困難な障害のある人については、多様な福祉的就労の場の情報提供に努めます。

(1) 雇用の啓発と関係機関との連携

① 雇用の啓発

図表：障害者が仕事をするためにどんな環境や条件整備が必要だと思うか



【施策の展開】

項 目	内 容
雇用の啓発と関係機関との連携	◆障害のある人の就業機会の確保について、公共職業安定所をはじめ関係機関・団体との連携を図りながら、広報紙等により広報・啓発に努めます。
雇用者に対する周知	◆障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、雇用の際の障害者に対する差別の禁止や、働くにあたっての障壁を改善するための合理的配慮の提供義務の周知を図り、均等な機会の確保や待遇改善の促進を図ります。 ◆企業などにおける障害者雇用の促進を図るため、障害特性についての理解を深めるための研修等の機会の確保に取り組みます。
関係機関との連携による就労機会の促進	◆公共職業安定所、あまみ障害者就業・生活支援センター等との連携の強化を図ります。

(2) 雇用・就業の促進

【施策の展開】

項 目	内 容
一般就労移行への支援	◆事業者に対して就労移行支援事業の取組みを推進し、一般就労への移行を推進します。 ◆障害のある人が身近な地域で就労継続支援を利用できるよう就労継続支援事業への移行を民間事業者に働きかけます。 ◆公共職業安定所と連携しながら、事業所等の実態把握に努めるとともに、広報紙等を通じて啓発を図ります。 ◆障害のある人の雇用促進を図るため、「障害者等雇用助成金制度」等の施策について企業や関係機関と連携し、働きかけていきます。
役場の障害者雇用	◆障害のある人の町職員への採用を推進するなど、雇用促進に努めます。 ◆障害者の方が応募しやすい方法や、障害者の方への具体的な就労条件等について、総務課及び所管課と協議を行いながら率先して障害者の雇用に努めます。
就労に関する相談体制等の充実	◆障害のある人の日常生活の相談・支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。 ◆関係機関と連携して、障害のある人の職業能力の習得支援に努めます。

(3) 福祉的就労の場の確保

【施策の展開】

項 目	内 容
福祉的就労の場の確保	◆一般就労が困難な障害のある人でも、生きがいを持って働くことができるよう、就労継続支援事業等の体制を強化し、福祉的就労の場の情報提供に努めます。
販路拡大の推進	◆就労継続支援事業等で作製した製品の販路拡大などの支援に努めます。 ◆就労支援事業所における農福連携を積極的に推進し、障害者の就労支援につながるよう努めます。

基本目標10 社会参加

障害者団体やボランティア団体を支援し、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに、障害者団体の活動を通じて、障害のある人とない人の相互交流を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

【施策の展開】

項 目	内 容
スポーツ・レクリエーション活動の促進	<ul style="list-style-type: none">◆スポーツの楽しさを体験し、スポーツを通じた社会参加を促進するため、障害者スポーツ大会への参加を支援します。◆スポーツ活動への障害のある人の参加を支援するためのボランティアや指導者の人材育成に努めます。◆レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティア団体や障害者団体と連携しながら、必要な支援を行います。

(2) 文化活動の促進

【施策の展開】

項 目	内 容
文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none">◆生涯学習の観点から、障害のある人が利用しやすい各種講座や教室の情報提供に努めます。◆障害のある人が文化芸術事業へ参加しやすくするため、情報提供を行います。◆文化・レクリエーション関連施設については、障害のある人の利用に配慮した施設整備を推進します。◆読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

(3) 多様なニーズへの対応

【施策の展開】

項 目	内 容
移動支援	<ul style="list-style-type: none">◆一人では公共交通機関の利用が困難な障害者（児）の社会参加の機会が確保されるよう、障害福祉サービスにおける同行援護や行動援護、移動支援のニーズを把握し、サービスの充実を図ります。◆障害のある人が安全・快適に移動できるよう、バス利用者への支援を引き続き実施します。
日中活動への対応	<ul style="list-style-type: none">◆障害のある人に対し、創作活動や生産活動の機会提供と合わせて、社会との交流を促進する施設である地域活動支援センター等の利用を支援します。

第 5 章 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

1 第7期障害福祉計画の成果指標設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針を踏まえつつ、第6期障害福祉計画の達成状況や和泊町の現状をもとに、地域生活移行者の目標値・施設入所者の削減目標値を設定します。

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域移行者数: 地域生活に移行する人について、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数の6%以上が移行することとします。 ◇施設入所者数: 令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数を、令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減することとします。
------	--

【第7期計画の成果目標】

項目	目標	備考
令和4年度末の施設入所者数(A)	11人	令和4年度末の施設入所者数
【目標】地域生活への移行者数	1人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	9.1%	
【目標】施設入所者の削減数	1人	(A)の時点から、令和8年度末時点における施設入所者の削減目標値
	9.1%	
令和8年度末時点の施設入所者数	10人	令和8年度末の利用者見込み

(2) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針を踏まえつつ、第6期障害福祉計画の達成状況や和泊町の現状をもとに、福祉施設から一般就労への移行者数や就労移行支援事業の利用者、就労移行支援事業所の就労移行率等を設定します。

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇一般就労への移行者数: 令和3年度実績の1.28倍以上 ◇就労移行支援事業からの一般就労移行者数: 令和3年度実績の1.31倍以上 ◇就労継続支援A型事業からの一般就労移行者数: 令和3年度実績の1.29倍以上 ◇就労継続支援B型事業からの一般就労移行者数: 令和3年度実績の1.28倍以上 ◇就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合: 5割以上【新規】 ◇就労定着支援事業の利用者数: 令和3年度実績の1.41倍以上 ◇就労定着率[*]が7割以上の就労定着支援事業所の割合: 2割5分以上【就労定着率の定義が変更】 <p>※過去6年間に就労定着支援事業の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者の割合</p>
------	---

【第7期計画の成果目標】

◆福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度(2021年度)において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)において福祉施設を退所し、一般就労する人の数(A)×1.28

◆就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
一般就労移行者数(A)	1人	令和3年度(2021年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	2人	令和8年度(2026年度)において就労移行支援事業を利用し、一般就労する人の数(A)×1.31

◆就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援A型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.29

◆就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
一般就労移行者数(A)	0人	令和3年度(2021年度)において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労した人の数
一般就労移行者数	1人	令和8年度(2026年度)において就労継続支援B型事業所を退所し、一般就労する人の数(A)×1.28

◆就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
就労移行支援事業所数	50.0%	令和8年度(2026年度)末における就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

◆就労定着支援事業利用者数

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
就労定着支援事業利用者数(A)	0人	令和3年度(2021年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数
就労定着支援事業利用者数	1人	令和8年度(2026年度)において、就労定着支援事業を利用した人の数(A)×1.41

◆就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	令和8年度目標値の考え方
就労定着支援事業所数	25.0%	令和8年度(2026年度)末における一定期間の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の指針	◇精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上 ◇精神病床における1年以上入院患者数の設定(65 歳以上, 65 歳未満):国の推計式を用いて設定 ◇精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上, 6か月後 84.5%以上, 1年後 91.0%以上
------	--

【第7期計画の成果目標】

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指します。

①保健・医療・福祉関係者による協議の場

内容	第7期障害福祉計画		
	R6年度	R7年度	R8年度
連絡会開催数【回/年】	1	1	3
連絡会構成人数【人】	13	13	13
目標設定及び評価の実施回数【回/年】	1	1	1

②精神障害者の障害福祉サービス利用

内容	第7期障害福祉計画		
	R6年度	R7年度	R9年度
地域移行支援【人】	1	1	1
地域定着支援【人】	1	1	1
共同生活援助【人】	4	4	4
自立生活援助【人】	1	1	1
自立訓練(生活訓練)【人】	1	1	1

(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針を踏まえつつ、和泊町における地域生活支援拠点等の機能をさらに改善，強化していくために基幹連携会議等で協議していくとともに，強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため，状況や支援ニーズの把握を行い，安心して生活を続けられる地域づくりを目指します。

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築【新規】 ◇各市町村または圏域において，強度行動障害を有する者の支援ニーズを把握した支援体制の整備【新規】 ◇年一回以上，支援の実績を踏まえた運用状況の検証及び検討を実施
------	---

【第7期計画の成果目標】

項目	目標	備考
地域生活支援拠点等の整備	1か所	
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回	令和6年度より年1回実施予定
強度行動障害を有する方への支援体制の整備	実施	令和8年度末の利用者見込み

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針を踏まえつつ、和泊町の現状をもとに、相談支援体制の充実・強化を行っていくために、以下の成果目標を設定します。

国の指針	<p>◇各市町村において、令和8年度(2026年度)末までに基幹相談支援センターを設置する。</p> <p>◇協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。 【新規】</p>
------	---

【第7期計画の成果目標】

項目	目標	備考
基幹相談支援センターの設置	設置	令和8年度までに基幹相談支援センターを圏域設置検討
協議会における事例検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取り組み	実施	総合支援協議会兼務

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の指針	令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。
------	---

【第7期計画の成果目標】

項目	目標	備考
障害福祉サービスの質の向上のための体制整備	実施	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果等の共有を行い、適切なサービスの提供に取り組む。

2 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
居宅介護	居宅において入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言ならびに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要するものに、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の援護、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護を有する障害者等で、意思疎通に著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりのものならびに知的障害 又は精神障害により、行動上著しい困難を有するものに、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

② 第6期障害福祉計画の実績

サービス名		延利用時間(時間/月)			実利用者数(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R3年度	R4年度	R5年度見込
居宅介護	計画(A)	216	240	266	22	24	26
	実績(B)	198	179	125	17	13	11
	(B)/(A)	91.7%	74.6%	47.0%	77.3%	54.2%	42.3%
重度訪問介護	計画(A)	20	20	20	1	1	1
	実績(B)	0	0	0	0	0	0
	(B)/(A)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
同行援護	計画(A)	4	4	4	2	2	2
	実績(B)	4	3	1	3	3	2
	(B)/(A)	100.0%	75.0%	25.0%	150.0%	150.0%	100.0%
行動援護	計画(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0	0	0	0	0
	(B)/(A)	—	—	—	—	—	—
重度障害者等 包括支援	計画(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0	0	0	0	0
	(B)/(A)	—	—	—	—	—	—
合計	計画(A)	240	264	290	25	27	29
	実績(B)	202	182	126	20	16	13
	(B)/(A)	84.2%	68.9%	43.4%	80.0%	59.3%	44.8%

※令和5年度の実績は、令和5年8月までの実績を基に算出

③ 第7期障害福祉計画のサービス見込量

サービス名	R6年度		R7年度		R8年度	
	時間	人	時間	人	時間	人
居宅介護	148	15	137	14	126	13
重度訪問介護	4	1	4	1	4	1
同行援護	12	4	12	4	12	4
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
生活介護	常時介護を要する障害者に、主として昼間において施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作・生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるように、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する障害者に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する障害のある人に、就労アセスメントの手法を活用し、本人の意向、就労能力や適性等に合った働き方・就労先の選択について支援します。
就労継続支援A型	一般企業等に雇用されることが困難で、雇用契約に基づく就労が可能な障害者に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援B型	一般企業等に雇用されることが困難な障害者に、生産活動等の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援を行います。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養にかかる介護、日常生活の世話をします。
短期入所	居宅で介護をする人の疾病その他の理由により、障害のある人が一時的に介護を受けることが困難になったとき、短期間、夜間も含めて施設等で入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

② 第6期障害福祉計画の実績

サービス名		延利用時間(人日/月)			実利用者数(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R3年度	R4年度	R5年度見込
生活介護	計画(A)	433	477	524	24	25	26
	実績(B)	421	365	239	24	22	18
	(B)/(A)	97.2%	76.5%	45.6%	100.0%	88.0%	69.2%
自立訓練 (機能訓練)	計画(A)	22	23	23	1	1	1
	実績(B)	0	8	12	0	1	1
	(B)/(A)	0.0%	34.8%	52.2%	0.0%	100.0%	100.0%
自立訓練 (生活訓練)	計画(A)	21	23	23	1	1	1
	実績(B)	0	0	0	0	0	0
	(B)/(A)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	計画(A)	47	52	57	3	4	5
	実績(B)	37	25	0	2	2	0
	(B)/(A)	78.7%	48.1%	0.0%	66.7%	50.0%	0.0%
就労継続 支援A型	計画(A)	23	23	23	1	1	1
	実績(B)	23	22	18	1	1	1
	(B)/(A)	100.0%	95.7%	78.3%	100.0%	100.0%	100.0%
就労継続 支援B型	計画(A)	340	374	411	29	31	33
	実績(B)	363	350	265	28	27	25
	(B)/(A)	106.8%	93.6%	64.5%	96.6%	87.1%	75.8%
就労定着支援	計画(A)				1	1	1
	実績(B)				0	0	0
	(B)/(A)				0.0%	0.0%	0.0%
療養介護	計画(A)				5	5	5
	実績(B)				4	4	4
	(B)/(A)				80.0%	80.0%	80.0%
短期入所	計画(A)	45	45	45	2	2	2
	実績(B)	75	3	1	3	1	1
	(B)/(A)	166.7%	6.7%	2.2%	150.0%	50.0%	50.0%

※令和5年度の実績は、令和5年8月までの実績を基に算出

③第7期のサービス見込量

サービス名	R6年度		R7年度		R8年度	
	人日	人	人日	人	人日	人
生活介護	239	18	211	17	183	16
自立訓練(機能訓練)	23	1	23	1	23	1
自立訓練(生活訓練)	23	1	23	1	23	1
就労移行支援	15	1	30	2	45	3
就労選択支援			5	1	5	1
就労継続支援A型	23	1	23	1	23	1
就労継続支援B型	332	22	348	23	363	24
就労定着支援	-	1	-	1	-	1
療養介護	-	5	-	5	-	5
短期入所(福祉型)	45	2	45	2	45	2
短期入所(医療型)	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービスについて

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む障害者につき、主として夜間において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴や排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談や助言等の日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画のサービス見込量

サービス名		第6期計画実績(人/月)			第7期計画見込(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
共同生活援助	計画(A)	9	10	11	11	12	13
	実績(B)	9	12	10			
	(B)/(A)	100.0%	120.0%	90.9%			
施設入所支援	計画(A)	11	11	11	11	12	13
	実績(B)	11	11	11			
	(B)/(A)	100.0%	100.0%	100.0%			
自立生活援助	計画(A)	1	1	1	1	1	1
	実績(B)	0	0	0			
	(B)/(A)	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度の実績は、令和5年8月までの実績を基に算出

(4) 相談支援について

①サービスの内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害のある人の自立した生活を支え、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの必要な支援を行います。

②第6期計画の実績と第7期計画のサービス見込量

サービス名		第6期計画実績(人/月)			第7期計画見込(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
計画相談支援	計画(A)	70	77	85	65	62	60
	実績(B)	70	69	67			
	(B)/(A)	100.0%	89.6%	58.8%			
地域移行支援	計画(A)	1	1	1	1	1	1
	実績(B)	0	0	0			
	(B)/(A)	0.0%	0.0%	0.0%			
地域定着支援	計画(A)	1	1	1	1	1	1
	実績(B)	0	0	0			
	(B)/(A)	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度の実績は、令和5年8月までの実績を基に算出

3 地域生活支援事業の見込量

障害者総合支援法では、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村の判断により柔軟に実施できる事業として地域生活支援事業を位置付けています。

(1) 理解促進研修・啓発事業【必須事業】

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去することを目的に、障害者等に対する理解を深めてもらうための研修・啓発をする事業です。

① 共生社会推進レクリエーション事業

障害者等との共生社会推進，社会参加の促進及び障害に対する理解促進を目的に，障害の種別を問うことなく，障害者と介助等ボランティアが共にスポーツ・レクリエーションを行います。

② 子ども・事業所向け手話教室開催事業

子どもや企業で働いている町民に対して，手話学習や聴覚障害者の生活状況などの講義を通じて，聴覚障害者にとって重要なコミュニケーションツールである手話及び聴覚障害に対する理解を促進・普及するとともに，ボランティアなどの障害者支援を身近に感じてもらうことで，障害者等との共生社会の実現を図ります。

③ 講演会開催事業

町民の方を対象に，障害についての理解を深めてもらうための講演会を開催します。

理解促進研修・啓発事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

(2) 自発的活動支援事業【必須事業】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう，障害者等，その家族，地域住民等による地域生活における自発的な取組を支援することにより，共生社会の実現を図る事業です。

自発的活動支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
支援団体数(団体)	0	0	0	1	1	1

(3) 相談支援事業【必須事業】

障害者や障害児の保護者、障害者等を介護している方などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう相談支援を行います。

相談支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
事業所数(事業所)	1	1	1	1	1	1
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター設置の有無	無	無	無	検討	検討	検討
住宅入居支援事業実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

(4) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、権利擁護を図ることを目的とする事業です。

成年後見制度利用支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
町長申立件数(人/年)	0	0	0	1	2	2

(5) 成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする制度です。

成年後見制度法人後見支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施の有無	無	無	無	検討	検討	検討

(6) 意思疎通支援事業【必須事業】

聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある方に，意思疎通を支援する手話通訳者，要約筆記者等の派遣等を行い，意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害及び音声・言語機能障害のある人に対して，通訳者等を派遣するほか，町主催の講演会等においては，可能な限り通訳者等を配置し，聴覚障害者等の自立及び社会活動への参加を支援します。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業		第6期計画実績			第7期計画見込		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
手話通訳	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
	延利用者数 (件/年)	0	0	0	1	1	1
	主催者派遣 (件/年)	0	0	0	1	1	1
要約筆記	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1
	延利用者数 (件/年)	0	0	0	1	1	1
	主催者派遣 (件/年)	0	0	0	1	1	1

② 手話通訳者設置事業

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を支援するため，手話通訳者を設置する事業です。

手話通訳者設置事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
設置数(人)	0	0	0	1	1	1

(7) 日常生活用具給付等事業【必須事業】

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする事業です。

① 介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具

② 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、入浴、食事、移動といった自立生活を支援する用具

③ 在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計などの在宅療養を支援する用具

④ 情報・意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭などの情報収集や情報伝達、意思疎通などを支援する用具

⑤ 排せつ管理支援用具

ストーマ用装具などの排せつ管理を支援する用具

⑥ 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

日常生活用具給付等 事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
介護・訓練支援用具(件)	0	0	0	2	2	2
自立生活支援用具(件)	0	0	0	2	2	2
在宅療養等支援用具(件)	0	0	2	1	1	1
情報・意思疎通支援用具(件)	3	0	3	4	4	4
排せつ管理支援用具(件)	20	26	20	25	25	25
居宅生活動作補助用具(件)	0	0	0	2	2	2

※令和5年度見込は、令和5年8月までの実績を基に算出

(8) 手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成する事業です。また、修了した方向けの研修も不定期で開催し、手話の知識や表現技術の向上に努めております。修了者数は過去の実績等から勘案して見込みました。

手話奉仕員養成研修事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
養成研修修了者数(人)	0	0	0	1	1	1

(9) 移動支援事業【必須事業】

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

移動支援事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実利用者数(人)	11	7	5	6	6	6
延べ利用時間(時間)	87	72	30	120	120	120

(10) 地域活動支援センター事業【必須事業】

障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を図ることを目的とする事業です。

地域活動支援センター事業	第6期計画実績			第7期計画見込		
	R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人)	10	9	6	15	15	15

4 第3期障害児福祉計画の成果目標値の設定

障害児においては、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 障害のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築(継続)

国の指針	<ul style="list-style-type: none"> ◇令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に1カ所以上設置する。 ◇令和8年度(2026年度)末までに、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。 ◇令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に1カ所以上確保する。 ◇令和8年度(2026年度)末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
------	--

【第3期計画の成果目標】

項目	目標数値	令和4年度末時点の状況
児童発達支援センターの設置数	有	(圏域)
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有(単独)	有(単独)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数	有	(圏域)
障害福祉、保健、医療、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	有(単独)	有(単独)
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	有	(圏域)

5 障害児通所支援等のサービス見込量

(1) 障害児通所支援について

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障害児に対し日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練などの必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	就学している障害児に対し生活能力の向上のために必要な訓練, 社会との交流の促進などの必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	障害児の通う保育所等を訪問し, 障害児が障害を持たない児童との集団生活への適応のための専門的な支援など必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある児童など, 重度の障害があり, 障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に, 居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与等の支援を行います。

② 第2期障害児福祉計画の実績

サービス名		延利用日数(人日/月)			実利用者数(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R3年度	R4年度	R5年度見込
児童発達支援	計画(A)	238	250	256	50	53	55
	実績(B)	221	181	195	32	25	30
	(B)/(A)	92.9%	72.4%	76.2%	64.0%	47.2%	54.5%
放課後等デイサービス	計画(A)	561	589	603	54	56	58
	実績(B)	490	468	482	62	71	78
	(B)/(A)	87.3%	79.5%	79.9%	114.9%	126.8%	134.5%
保育所等訪問支援	計画(A)	74	79	81	74	79	81
	実績(B)	84	75	80	83	85	90
	(B)/(A)	113.5%	94.9%	98.8%	112.2%	107.6%	111.1%
居宅訪問型児童発達支援	計画(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0	0	0	0	0
	(B)/(A)	—	—	—	—	—	—

※令和5年度の実績は, 令和5年8月までの実績を基に算出

③ 第3期障害児福祉計画のサービス見込量

サービス名	R6 年度		R7 年度		R8 年度	
	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
児童発達支援	205	33	215	36	225	39
放課後等 デイサービス	497	83	512	88	527	93
保育所等 訪問支援	85	93	90	96	100	99
居宅訪問型 児童発達支援	10	1	10	1	10	1

(2) 障害児相談支援について

① サービスの内容

サービス名	サービス内容
障害児相談支援	障害のある児童の適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより細かく支援するため、障害児支援利用計画の作成や、利用中のサービスのモニタリングなどを行います。

② 第2期障害児福祉計画の実績と第3期障害児福祉計画のサービス見込量

サービス名		第2期障害児計画(人/月)			第3期障害児計画見込値(人/月)		
		R3年度	R4年度	R5年度見込	R6年度	R7年度	R8年度
障害児 相談支援	計画(A)	80	85	90	118	126	134
	実績(B)	95	99	110			
	(B)/(A)	118.8%	116.5%	122.2%			

※令和5年度見込は、令和5年8月までの実績を基に算出

資料編

1 和泊町総合支援協議会設置要綱

平成 23 年 7 月 1 日和泊町告示第 91 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日和泊町告示第 29 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日和泊町告示第 33 号

(設置)

第 1 条 障害者(児)が地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、障害者(児)の支援に携わる者が協働して、福祉、医療及び雇用等の課題について協議を行うことを目的として、和泊町総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害者(児)の自立した地域生活を支援するための方策に関する事。
- (2) 障害者(児)の支援に係る困難事例等への対応のあり方に関する事。
- (3) 関係機関によるネットワーク構築に関する事。
- (4) 障害福祉計画等の策定に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要と認められる事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 13 名以内で組織し、次の各号に掲げる団体等の中から町長が委嘱する。

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 障害者福祉団体 | 2 名 |
| (2) 障害者福祉サービス事業所 | 3 名 |
| (3) 教育関係 | 1 名 |
| (4) 医療機関関係 | 1 名 |
| (5) 民生委員児童委員協議会 | 1 名 |
| (6) 障害者相談員 | 1 名 |
| (7) 障害者(児)の保護者 | 3 名 |
| (8) 区長会 | 1 名 |

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とし、任期途中で委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第7条 協議会にその所掌事務に係る専門的な事項を審議させるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置く。

3 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会の事務及び会議の結果を協議会に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2 和泊町障害福祉特別対策委員会設置要綱（平成21年和泊町告示第84号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 和泊町総合支援協議会委員名簿

任期：令和8年3月31日まで

No	氏名	団体等	備考
1	村田 行夫	障害者福祉団体	
2	久保 秀次	//	
3	宮内 淑恵	障害者福祉サービス事業所	
4	弘野 太介	//	
5	内山 将哉	//	
6	田中 美保子	教育関係	副会長
7	町田 実豊	医療機関関係	
8	瀬川 兼代	民生委員児童委員協議会	
9	佐々木 茂子	障害者相談員	
10	和 秀一	障害者（児）の保護者	会長
11	川間 奈々	//	
12	白吉 幸子	//	
13	高田 清藏	区長会	

	氏名	所属・役職
事務局	芋高 洋一	保健福祉課 課長
	朝戸 浩一	保健福祉課 課長補佐
	白峯 真由美	保健福祉課 係長
	東 真奈美	保健センター 主査
	池田 勇太	保健福祉課 主事

3 用語解説

英字

ICT

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。海外では、IT より ICT のほうが一般的である。

PDCAサイクル

活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan (計画), Do (実行), Check (評価), Act (改善) の4つの頭文字を取ったもの。最後の Act の実施を受け、次のPDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

あ行

アクセシビリティ

年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。医療的な生活援助行為を、医師による治療行為と区別するために、介護や教育などの現場で定着してきた経緯がある。

インクルーシブ教育

英語の「inclusive education」を指し、「包容する教育」と訳される。日本などが締結している障害者権利条約は「障害者が一般的な教育制度から排除されないこと」を求めており、日本でも障害のある子が通常学級で過ごしたり、特別支援学級のある通常の学校に通ったりする例がある。

か行

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利を守ることやニーズ表明を支援し代弁すること。

合理的配慮

障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められるようになった。

さ行

市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害などで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。自治体などが行う養成研修を行っている。

社会福祉協議会

地域の福祉向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された民間福祉団体。国・都道府県・市区町村単位に設置されている。

障害者虐待

身体的虐待，性的虐待，心理的虐待，放棄・放置，経済的虐待の5分類とされている。

就労移行支援

就労を希望する障害者に、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること。

障害福祉サービス

居宅介護，重度訪問介護，行動援護，療養介護，生活介護，児童デイサービス，短期入所，重度障害者等包括支援，共同生活介護，施設入所支援，自立訓練，就労移行支援，就労継続支援及び共同生活援助をいう。

障壁

さまたげ。へだて。邪魔になるもの。

自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害のある人や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。平成30年4月1日施行となる改正障害者総合支援法で新たに創設される。

振興

物事を盛んにすること。物事が盛んになること。

成年後見制度

知的障害のある人・精神障害のある人・認知症の高齢者など、判断能力が十分でなく、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理などを支援する制度。

相談支援

支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者その他の厚生労働省令で定める事項を定めた計画（サービス利用計画）を作成するとともに、当該サービス利用計画に基づく障害福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与すること。

措置

事態に応じて必要な手続きをとること。取り計らって始末をつけること。処置。

た行

地域生活支援事業

それぞれの地域の状況や利用者の状況に応じて、市町村では、利用者の相談受付や手話通訳者などの派遣、日常生活用具の給付・貸与、移動の支援などを行う。また、県では、人材の育成などを行う。

地域包括ケアシステム

地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。厚生労働省が、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに実現を目指している。

特別支援教育コーディネーター

発達障害のある人の特別支援をするための教育機関や医療機関への連携、その者の関係者(家族など)への相談窓口を行う専門職を担う教員のこと。

な行

難病

1972年厚生省が発表した難病対策要綱にあげられた、原因も治療法も医学的に確立していない病気で、かつ経過が慢性にわたり、経済的にも介護の上でも家族に負担の大きいもの。

ノーマライゼーション

高齢者や障害のある人などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

は行

配慮

心をくばること。他人や他の事のために気をつかうこと。

バリアフリー

障害のある人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

法定雇用率

障害者雇用促進法によって定められた常用雇用者数に対する障害のある人の割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられている。

や行

養護者

障害のある人を現に養護する者であり、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者をいう。具体的には、身近の世話や身体介助、金銭の管理などを行っている障害のある人の家族、親族、同居人等が該当し、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合がある。

要約筆記者

聴覚障害のある人への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいう。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とする。



和泊町障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

令和6年3月 和泊町保健福祉課

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊 10 番地

TEL.0997-92-1111/FAX.0997-81-4024

<http://www.town.wadamari.lg.jp>